

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程

平成22年4月1日規程第11号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 基本給及び年俸
 - 第1節 基本給（第11条－第18条）
 - 第2節 年俸（第19条－第30条）
- 第3章 手当
 - 第1節 扶養手当（第31条－第36条）
 - 第2節 住居手当（第37条－第43条）
 - 第3節 通勤手当（第44条－第51条）
 - 第4節 単身赴任手当（第52条－第58条）
 - 第5節 地域手当（第59条）
 - 第6節 役職手当（第60条）
 - 第7節 特殊勤務手当（第61条－第68条）
 - 第8節 附加職務手当（第69条）
 - 第9節 超過勤務手当等（第70条－第72条）
 - 第10節 宿日直等手当（第73条－第75条）
 - 第11節 役職職員特別勤務手当（第76条）
 - 第11節の2 支援団体業務手当（第76条の2）
 - 第12節 業績手当（第77条－第82条）
 - 第13節 医師手当（第83条－第85条）
 - 第13節の2 診療看護師手当（第85条の2）
 - 第14節 研究員調整手当（第86条）
 - 第15節 専門看護手当（第87条）
 - 第16節 医療専門資格手当（第87条の2）
 - 第17節 競争的研究費等特別手当（第87条の3）
- 第4章 給与の特例等（第88条－第102条）
- 第5章 規程の実施（第103条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員就業規則（平成2

2年規程第3号。以下「就業規則」という。)第71条の規定に基づき国立研究開発法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)の常勤職員及び任期付短時間勤務職員(就業規則第1条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)(以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俵及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第33条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俵は、月例年俵及び業績年俵とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、支援団体業務手当、業績手当、医師手当、診療看護師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び競争的研究費等特別手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俵の支給)

第4条 月例年俵は、毎月1回、その月の月例年俵としてその額の12分の1の額(以下「月例給」という。)を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が退職(国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員人事規程(平成22年規程第14号。以下「職員人事規程」という。)第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。)したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額についてその期間の現日数から就業規則第40条の休日(同規則第43条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第44条の代休日と重なった場合は、同規則第40条の休日とみなす。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本条において「支給定日」という。）は、毎月20日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、20日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直前の平日を支給定日とする。

- 一 削除
- 二 削除
- 三 削除

- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、診療看護師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び競争的研究費等特別手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び支援団体業務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。
- 4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

(給与の即時払)

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
 - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 子
 - 三 父母
 - 四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第70条から第72条まで、第91条、第96条、第98条及び第98条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、診療看護師手当の月額、専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び競争的研究費等特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第70条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第71条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第72条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第62条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第70条に規定する超過勤務手当、第71条に規定する休日給及び第72条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務に係る部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
 - イ 医療職基本給表（一）
 - ロ 医療職基本給表（二）
 - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）
- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 研究職基本給表（別表第5）
- 六 福祉職基本給表（別表第6）
- 七 療養介助職基本給表（別表第7）
- 八 専門技術職基本給表（別表第7-2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第19条に規定する副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長・部長・医長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本給年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、及び准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。

技能職基本給表	技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表	国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
研究職基本給表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表	児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び理事長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表	療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
専門技術職基本給表	診療情報管理士、システムエンジニア、データマネージャー、医学物理士及び理事長が定めるものに適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第8に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第9に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第10に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
 - 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれ

の区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

(昇格)

- 第13条 基本給表適用職員を昇格(職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合の基本給月額は、別表第11に定める昇格対応号俸表(以下「対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。ただし職員人事規程第13条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。
 - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

(降格)

- 第14条 基本給表適用職員を降格(職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき
降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき
降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき
降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
 - 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	6号俸	
勤務成績が特に良好	IV	5号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層・中間層・初任層	
勤務成績が極めて良好	V	4号俸	
勤務成績が特に良好	IV	3号俸	
勤務成績が良好	III	2号俸	
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第12に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定

めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(再任用職員の基本給月額)

第17条 再任用職員(就業規則第80条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、就業規則第33条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第33条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第2節 年俸

(基本年俸表)

第19条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 副院長・部長・医長基本年俸表(別表第13)

二 副所長・部長・室長基本年俸表(別表第14)

三 任期付職員基本年俸表(別表第15)

四 院長等基本年俸表(別表第16)

五 特別研究員基本年俸表(別表第16-2)

2 前項の基本年俸表(以下「基本年俸表」という。)は、基本給表適用職員以外のすべての職員(以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長・部長・医長基本年俸表	医療業務に従事する副院長、部長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
副所長・部長・室長基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する副所長、部長、室長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第8条第5項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。
特別研究員基本年俸表	日本学術振興会特別研究員PD、RPD、CPDに採用された職員に適用する。

(初任給)

第20条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「任期付職員基本年俸表適用職員」という。））、院長等基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「院長等基本年俸表適用職員」という。）及び特別研究員基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「特別研究員基本年俸表適用職員」という。）を除く。）を除く。）の職務の級は、その職務に応じ、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

- 2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。
- 3 任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第15に掲げる号俸により難いときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

(昇格等)

第21条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員、院長等基本年俸表適用職員及び特別研究員基本年俸表適用職員を除く。）を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第18に定める基本年俸表昇格等対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

- 2 昇格の時期は、4月1日とする。ただし職員人事規程第13条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。
- 4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。

- 5 医療職基本給表（一）又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員を除く。）に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸（昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。）に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

（降格）

第22条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員、院長等基本年俸表適用職員及び特別研究員基本年俸表適用職員を除く。）を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき
降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

（昇給）

第23条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員、院長等基本年俸表適用職員及び特別研究員基本年俸表適用職員を除く。）が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 55歳（副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、4月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

（業績年俸）

第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。

- 2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
- 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第86条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
- 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（就業規則第70条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ）、配偶者同行休業職員（同規則第70条の2の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。）及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。
 - 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をして

いる職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第32条第3項を除いて同じ。）

へ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

10 当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合。
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

- 第32条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。（別表第24に定める各年度における扶養手当の手当額）
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

- 第33条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

- 第34条 理事長は、第33条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶

養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 33 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第 33 条第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(事後の確認)

第 36 条 削除

第 2 節 住居手当

(住居手当)

第 37 条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第 13 条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第 52 条又は第 54 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第 38 条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
ロ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円）を 11,000 円に加算した額
- 二 前条第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第 39 条 新たに第 37 条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備し

ていることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第40条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 削除

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
 - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある職員
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給額)

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
- 二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- 三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事

長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、新たに基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

4 第2項の規定は、次の各号のいずれにも該当する医師について準用することができる。

一 医師の数が医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号に定める員数に対して7割以下の病院に勤務する医師、またはこれに準ずる場合として医師確保が困難な状況にある病院に勤務する医師

二 新幹線鉄道等による通勤にやむを得ない事情があると理事長が認める医師

三 第2項の規定を準用するとした場合、同項本文に定める要件（事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に係る要件を除く。）を満たす医師

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第1号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第47条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立循環器病研究センター旅費規程（平成22年規程第25号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。

7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

(返納)

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

(事後確認)

第50条 削除

(支給単位期間)

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- 十 2,500キロメートル以上 70,000円

(権衡職員の範囲等)

第54条 新たに基本給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 一 就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認め

るものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情(以下「理事長の定める特別の事情」という。)により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転(給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。)の直前の居住地(同一市町村内を含む。以下同じ。)に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3

月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第56条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第58条 削除

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

（地域手当）

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第19に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下、この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下、この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下、この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

- 3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

- 4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）、副院長・部長・医長基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給する。

- 5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場

に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間及び第3号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から2年を経過するまでの間。以下この項において同じ。））、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。
- 一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。
 - 二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったもの）にあっては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。
- 7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第6節 役職手当

（役職手当）

第60条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのでき

る職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第20に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第7節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第61条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 防疫等作業手当
- 五 救急医療体制等確保手当
- 六 特殊業務手当
- 七 国際緊急援助手当
- 八 臓器移植派遣業務手当
- 九 手術等従事手当

（放射線取扱手当）

第62条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当に係る1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

第63条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数(就業規則第41条第2項の規定により指定された勤務(同規則第42条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。)の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。)の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	10,000円	5,500円	4,500円	3,000円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第44条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合(料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。))以外の場合に限る。)における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

4 助産師、看護師又は准看護師が専ら夜勤に従事する場合(1回の夜勤が16時間、かつ1ヶ月の夜勤回数が8回以上の場合に限る)の第1項の業務に係る手当額については、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に2,000円を加算した額とする。

(ヘリコプター搭乗救急医療手当)

第64条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員(副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。)が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務に係る訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員
5, 000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 3, 000円
- 3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。
 - 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
 - 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

(防疫等作業手当)

- 第65条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表(一)及び副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(救急医療体制等確保手当)

- 第66条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合(第5項及び第7項において準用する場合を含む。)に支給する。
- 2 次の各号に掲げる病院(理事長が定めるときはその一部)において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外(第4項各号に掲げる時間帯をいう。)に救急外来患者に係る1時間以上の診療業務(宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。)に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。
 - 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
 - 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
 - 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの
 - 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
 - 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6, 000円(診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3, 000円)
 - 二 次の診療業務に従事した場合(次号に該当するものを除く。) 12, 000円
(診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6, 000円)
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの

- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
- 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
 - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間
- 5 第75条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

（特殊業務手当）

- 第67条 特殊業務手当は、別表第21に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
- 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
- 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（国際緊急援助手当）

- 第68条 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。
- 一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
 - 二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）
 - 三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合には、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合には、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。
- 一 前項第1号の業務 4,000円

- 二 前項第2号の業務 3,000円
- 三 前項第3号の業務 1,400円
- 3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

(臓器移植派遣業務手当)

第68条の2 臓器移植派遣業務手当は職員が臓器移植にかかる次の業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 移動を伴う移植にかかる臓器・組織摘出手術
- 二 前号に準ずるものとして理事長が定めるもの
- 2 前項の額は、次の各号に掲げる職種に応じて当該各号に掲げる額とする。
 - 一 医師 18,000円
 - 二 医師以外の医療職 13,500円

(手術等従事手当)

第68条の3 医師、歯科医師又は看護師が、理事長の定める手術等を実施した場合は、理事長の定める額を支給する。

第8節 附加職務手当

(附加職務手当)

第69条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（本務）以外の理事長の命令により特に附加された職務（附加職務）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第9節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第70条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第4項を除き適用しない。

- 2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第48条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。
- 4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。

（休日給）

第71条 就業規則第34条第3項に規定する祝日法による祝日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第34条第3項に規定する年末年始の休日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

（夜勤手当）

第72条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第10節 宿日直等手当

第73条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第74条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿

日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 21,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第70条から第72条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第75条 救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。)には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
- 一の二 前号のうち理事長が別に定める職員 理事長が定める額
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長が定めるものに限る。)の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第11節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第76条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第40条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合(次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。)
- 一の二 役職手当の支給を受ける職員(副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。)が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合(深夜に勤務した場合を除く。)
 - イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務(宿日直勤務において実施することとされているものを除く。)を行った場合
 - ロ 前条による救急呼出により勤務した場合
 - ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
- 二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に

従事した場合

三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額

イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員

区分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

ロ 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当の種別	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）
	三種	8,500円（12,750円）
	四種	7,000円（10,500円）
	五種	6,000円（9,000円）

ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
7号俸以上	12,000円（18,000円）
5号俸・6号俸	10,000円（15,000円）
3号俸・4号俸	8,500円（12,750円）
2号俸以下	7,000円（10,500円）

ニ 院長等基本年俸表適用職員

区分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
	18,000円（27,000円）

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。

4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

(支援団体業務手当)

- 第76条の2 支援団体業務手当は、職員が医療法第6条の11第3項の規定に基づき、次に掲げる業務（理事長が認める場合に限る。）に従事したときに支給する。
- 一 医療法第6条の11第1項の規定に基づく医療事故調査のための委員会への委員としての参画
 - 二 前号に掲げる業務以外の支援業務
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号の業務 20,000円
 - 二 前項第2号の業務 10,000円
- 3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当は支給しない。

第12節 業績手当

(業績手当)

- 第77条 業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。
- 2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。
- 一 基礎的支給部分
 - 二 業績反映部分
 - 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

- 第78条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第81条まで、第94条及び第95条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。
- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する

期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当(年度末賞与を除く。)に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者(ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となった者(ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及

び研究員調整手当の月額合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第80条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る

刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第81条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
- イ 給与法の適用を受ける職員
 - ロ 検察官
 - ハ 特別職に属する国家公務員
 - ニ 公庫・公団等職員
 - ホ 地方公務員
 - ヘ 行政執行法人職員
- 2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。
- 一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）
当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
 - 二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）
当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額
 - 三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額
 - 四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額
- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。
- 5 第78条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第81条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」とあるのは「第81条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第82条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日(以下この条、第94条及び第95条において「基準日」という。)に在職する職員(休職にされている者(第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。)、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。))がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。))がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。)に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第13節 医師手当

(医師手当)

第83条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。

3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(定額部分)

第84条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表(一)又は副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職務
 - 二 前号以外の基本給表又は基本年俸表(任期付職員基本年俸表を除く。)の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。)
 - イ 研究職基本給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職務
 - ロ イ以外の職務
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第22に定める医師手当(定額部分)支給種別区分表による。
- 一 一種から三種 前項第1号に該当する職
 - 二 四種 前項第2号イに該当する職
 - 三 五種 前項第2号ロに該当する職
- 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第23に定める医師手当(定額部分)月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
- 4 前項により定額部分を支給している事業場(以下「併任元」という。)を異にする事業場(以下「併任先」という。)に併任されている職員(以下「併任職員」という。)に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第23の額
 - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第23の額

(加算部分)

第85条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
 - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
 - 三 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。た

だし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

- 3 加算部分は、職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

第13節の2 診療看護師手当

(診療看護師手当)

第85条の2 診療看護師手当は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関であって、理事長が認める指定研修機関を修了し、厚生労働省の「看護師特定行為・業務試行事業」の対象となる行為・業務を行う看護師長、副看護師長、助産師又は看護師（以下「看護師長等」という）に支給する。

- 2 前項の手当の額は、60,000円とする。
- 3 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第14節 研究員調整手当

(研究員調整手当)

第86条 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められるセンター（第59条の規定による地域手当の支給割合が100分の10以上であるものを除く。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

- 2 研究員調整手当の月額、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10から第59条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

第15節 専門看護手当

(専門看護手当)

第87条 専門看護手当は、次のいずれかに該当する場合に支給する。

- 一 次のいずれにも該当する者
 - イ 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者
 - ロ 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者
- 二 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第2号）第37条の2第2項第1号に規定

する特定行為の対象となる行為・業務を行う看護師長等である者

- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円、前項第2号に該当する者については4,000円とする。
- 3 専門看護手当は、職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第87条の2 医療専門資格手当は、医療職基本給表(二)の適用を受ける職員であつて、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一 以下のいずれかの資格を有する者であること

イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師

ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師

ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師

二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること

イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、副薬剤部長、主任薬剤師又は薬剤師である者

ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者

ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者

- 2 前項の手当の額は、3,000円とする。
- 3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第17節 競争的研究費等特別手当

(競争的研究費等特別手当)

第87条の3 競争的研究費等特別手当は、国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)等の人件費の支出に関する取扱要領第8条第2項の規定により、申請が承認された職員に対して、理事長が別に定める額を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、競争的研究費等特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 給与の特例等

(再任用職員の給与)

第88条 第31条から第36条まで、第59条第4項から第6項まで、第83条から第86条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第89条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第82条及び第86条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第61条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする、
- 6 役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
- 7 任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(基本年俸表適用職員の給与)

第90条 第31条から第36条まで、第60条、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。

- 2 第31条から第43条まで、第60条から第68条まで、第73条から第75条まで、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。
- 3 第26条から第28条まで、第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第60条、第76条及び第77条から第86条までの規定は、特別研究員基本年俸表適用職員には適用しない。

(給与の減額)

第91条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員兼業規程(平成22年規程第4号。以下「兼業規程」という。)第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき(兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。)は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第92条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額(以下「業績年俸定額」という。)のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が就業規則第90条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

5 職員が就業規則第90条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。

一 就業規則第90条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合(次号に掲げる場合を除く。) 100分の70以内

ただし、就業規則第90条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。

二 就業規則第90条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内

- 6 就業規則第90条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第78条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第4項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第79条及び第80条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第92条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項、第3項及び第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第90条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣休職職員の給与）

- 第93条 就業規則第90条第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。
- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
 - 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

- 第94条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第78条、第81条及び第82条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第82条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俵を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第97条の規定により基本給月額又は月例年俵を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第95条 就業規則第67条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 基本年俵表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第60条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。
 - 7 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
 - 8 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 10 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 11 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

- 第96条 就業規則第68条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

- 第97条 就業規則第90条の規定により休職にされ、若しくは同規則第29条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第66条、第69条、第70条若しくは第70条の2の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下

非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
介護休業の期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の100以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の50以下
配偶者同行休業の期間	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
- 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）
 - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
 - 四 育児休業の承認を受けた場合
 - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
 - 七 配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。

（介護休業期間における給与の取扱い）

第98条 職員が就業規則第69条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の

勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

第98条の2 職員が就業規則第69条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）

第99条 職員が就業規則第29条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取扱い）

第100条 職員が就業規則第28条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（自己啓発等休業における給与の取扱い）

第101条 職員が就業規則第70条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（配偶者同行休業における給与の取扱い）

第101条の2 職員が就業規則第70条の2の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第102条 第91条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員勤務時間等規程（平成22年規程第6号）第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター安全衛生管理規程（平成22年規程第21号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給

与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第40条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

(規程の実施)

第103条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(基本給表の切替及び経過措置等)

第2条 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額(平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号。(以下「平成17年改正法」という。))附則第11条第1項第1号に掲げる職員であった者(以下この項において「平成21年度減額改定対象職員」という。))にあっては当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員(医療職基本給表(一)の適用を受ける職員を除く。))にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第67号。(以下「平成22年改正規程」という。))による改正後の給与規程の施行の日給与規程附則第2条第4項の適用を受ける職員を除く。))には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第6条第1項の適用を受ける職員にあっては、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を基本給として支給する。

4 削除

- 5 前2項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程（平成22年規程第11号）附則第2条第3項又は第4項の規定による基本給の合計額」とする。
- 6 第3項又は第4項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。
- 7 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸表（一）適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。
- 8 切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
 - 一 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にあるとき 切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸
 - 二 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき 切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸
- 9 前項第2号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

（基本年俸表の切替及び経過措置等）

- 第3条 切替日の前日に医療職俸給表（一）及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第3の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
 - 3 切替日の前日に任期付研究員法第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条に規定する俸給表及び指定職

俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 4 切替日の前日に医療職俸給表（一）2級である医長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 5 切替日の前日に研究職俸給表2級である室長、4級である部長又は5級である副所長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 6 切替日の前日に医療職俸給表（一）4級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6イを適用するものとし、号俸は、附則別表第4イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 7 切替日の前日に研究職俸給表5級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第4ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 8 前7項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
- 9 切替日の前日に医療職俸給表（一）3級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
- 10 前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を基本給月額とする。
- 11 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
- 12 切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員（院長等基本年俸表適用職員を除く。）となった場合においては、第1項、第2項及び第8項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合は、平成26年3月31日までの間、当該給与（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を支給する。

第4条 削除

(その他の経過措置)

- 第5条 平成23年1月1日の昇給については、第15条中「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「平成21年10月1日から平成22年12月31日」とする。
- 2 切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第60条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成21年度減額改定対象職員にあつては当該俸給の特別調整額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。
- 3 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第3条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第33条、第34条、第39条、第40条、第46条、第47条、第55条及び第56条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成22年4月1日において理事長の認定又は決定があつたものとみなす。
- 4 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(職員の給与の額にかかる特例)

- 第6条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 基本給月額又は月例年俸額 当該特定職員の基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。）（当該特定職員が第102条1項の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。）

- 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 二の2 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額等に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- 三 研究員調整手当 当該特定職員の基本給月額等に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては基本給月額等減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）
- 四 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 五 業績手当（基礎的支給部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- 六 業績手当（業績反映部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（第81条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）。第4項において「業績反映部分減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条

第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「業績反映部分減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）

七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき業績年俸額（扶養手当及び扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。）に100分の1.5を乗じて得た額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、100分の1.5を乗じて得た額

八 年度末賞与 第82条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額

九 第92条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額

イ 第92条第1項 前各号に定める額

ロ 第92条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第92条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第92条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第92条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
医療職基本給表（二）	5級
医療職基本給表（三）	6級
事務職基本給表	5級
教育職基本給表	4級

基本年俸表	職務の級
副所長・部長・室長基本年俸表	2級

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定

にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額等並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に1.2を乗じその額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 4 第1項の規定が適用される間、第81条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額対象額に100分の1.125（役職手当の支給を受けている職員にあつては100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、業績反映部分減額基礎額に100分の75（役職手当の支給を受けている職員にあつては100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第7条 育児短時間勤務職員に対する前条第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

- 2 任期付短時間勤務職員に対する前条第1項第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（

	当該最低の号俸の基本給月額 を減じた額（	当該額 に短時間勤務調整数を乗じて得 た額を減じた額（
附則第6条第1 項第5号及び第 6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数 で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間 勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1 項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で 除して得た額

3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第96条第1項の適用については、同項中「第9条」とあるのは、「附則第6条第3項」とする。

附 則（平成22年規程第67号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日、第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第6条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第6条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第7条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に平成17年改正法附則第13条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められる

ものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

第8条 削除

第9条 削除

(その他必要な事項)

第10条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成23年規程第74号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第82号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年2月1日前に告示された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置)

第2条 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表適用職員となった者については、改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程別表第9に定める初任給基準表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年規程第84号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

第2条 削除

第3条 削除

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第4条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の平成17年改正法附則第13条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

(その他必要な事項)

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第87号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

(その他必要な事項)

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成26年規程第104号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第115号)

(施行期日)

この規程は、平成26年7月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第122号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月19日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第81条第2項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

一 別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表

二 別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表

三 別表第15 任期付職員基本年俸表

四 別表第16 院長等基本年俸表

五 附則別表第6 基本年俸表の特例 イ切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

六 附則別表第6 基本年俸表の特例 ロ切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

（平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給）

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第23条第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をⅠ（55歳（医療職基本給表（一）、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、Ⅱ又はⅠ）に決定された職員は、昇給しない。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

（その他の事項）

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成27年規程第124号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であって切替日において基本年俸表の適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給(月例給として支給するその額に1.2を乗じて得た額を月例年俸額とする。)として支給する。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等として支給する。

4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前3項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第124号)附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第124号)附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

(55歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例)

第5条 職員給与規程附則第6条第1項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、附則第3条各項の規定により基本給等として支給する額からその額の100分の1.5に相当する額を減ずる。

2 前項の定めにより附則第3条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附

則第4条の適用にあたっては、「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条各項の規定による基本給」又は「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）

第6条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成27年4月1日における昇給については、職員給与規程第23条第1項の規定にかかわらず行わない。

（単身赴任手当及び地域手当の特例）

第7条 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる掲げる字句とする。

第53条第1項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第1号	8,000円	8,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第2号	16,000円	16,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第3号	24,000円	24,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第4号	32,000円	32,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第5号	40,000円	40,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第6号	46,000円	46,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第7号	52,000円	52,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第8号	58,000円	58,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第9号	64,000円	64,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第10号	70,000円	70,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第59条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で総長が定める割合

第59条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第4項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長を定める割合

(地域手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合）」とあるのは、「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）の規定による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合）」とする。

附 則（平成27年規程第132号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第161号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成28年1月1日以降に在職する職員（職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成27年4月1日から適用する。

（平成27年6月及び12月に支給する業績年俸の特例）

第3条 国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成27年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。

3 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成27年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（給与の内払）

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

（その他の事項）

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 28 年規程第 164 号）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 4 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年規程第 182 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 194 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 4 日から施行し平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 31 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	（削除）
第 32 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級が定める職員（以下「事務職 7 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）、前条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に	前条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）についてこれに相当するものとして理事長がは 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そ

	については1人につき10,000円	のうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)
第33条第1項	扶養親族(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
第33条第1項第1号	(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	(削除)
第33条第1項第2号	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。) 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1

		号に該当する場合を除く。)
第35条第1項	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第33条第2項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日	これらの日
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定(扶養親族たる子で同項の規定による同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつ

		て配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)

第35条第2項第6号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合	(削除)
------------	--	------

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前条第2項第2号	前条第2項第2号
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第33条第1項第1号	（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	(削除)
第33条第1項第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者	(削除)

	がある場合	
第35条第1項	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	第1号又は第3号	第1号
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等とな	(削除)

	った場合	
第35条第2項第6号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合	(削除)

第4条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	7級	7級以上
	事務職7級職員等	事務職7級以上職員等
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第33条第1項第1号	（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	(削除)
第33条第1項第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者	(削除)

	がある場合	
第35条第1項	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第35条第2項第2号	事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員	事務職7級以上職員等が事務職等7級以上職員等
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第	事務職7級職員等及び事務職8級以上職員	事務職7級以上職員等以外の

6号	等以外のものが事務職7級職	ものが事務職7級以上職員等 員等
----	---------------	---------------------

附 則（平成30年規程第213号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月3日から施行し平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規程第255号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月2日から施行し平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年規程第284号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年9月9日から施行し令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第329号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第391号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月5日から施行し、令和4年10月1日から適用する

（処遇改善特別手当）

第2条 処遇改善特別手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

2 処遇改善特別手当の月額は、理事長が別に定める額とする。

3 処遇改善特別手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別手当は支給しない。

4 処遇改善特別手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第3条 処遇改善特別手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、医療専門資格手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。

2 処遇改善特別手当が支給される職員の第9条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別手当の月額」と読み替えるものとする。

第4条 附則第2条及び前条に規定する処遇改善特別手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

附 則（令和5年規程第399号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年1月12日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第421号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第429号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年6月4日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則（令和7年規程第445号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年規程第460号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年6月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年規程第470号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年12月1日から適用する。

附 則（令和8年規程第480号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年3月3日から施行し、令和8年3月1日から適用する。

附 則（令和8年規程第484号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年4月1日から適用する。

附 則（令和8年規程第491号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年4月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	262,500	57	474,400	113	531,600
2	267,300	58	475,400	114	532,000
3	272,300	59	476,400	115	532,400
4	277,200	60	477,400	116	532,900
5	281,900	61	478,400	117	533,300
6	286,800	62	479,200	118	533,700
7	291,600	63	480,000	119	534,100
8	296,400	64	480,700	120	534,600
9	301,400	65	481,400	121	535,000
10	306,100	66	482,300	122	535,400
11	310,800	67	483,400	123	535,900
12	315,700	68	485,500	124	536,300
13	320,400	69	487,500	125	536,700
14	325,200	70	489,600	126	537,100
15	329,800	71	491,900	127	537,600
16	334,600	72	494,100	128	538,000
17	339,300	73	496,100	129	538,400
18	343,900	74	497,600	130	538,800
19	348,300	75	499,100	131	539,300
20	353,100	76	500,800	132	539,700
21	357,300	77	502,300	133	540,100
22	362,000	78	503,600	134	540,300
23	366,400	79	504,800	135	540,500
24	370,800	80	506,100	136	540,900
25	375,600	81	507,100	137	541,100
26	379,600	82	508,200	138	541,300
27	383,400	83	509,200	139	541,500
28	387,400	84	510,500	140	541,700
29	391,200	85	511,400	141	541,900
30	395,000	86	512,300	142	542,100
31	399,000	87	513,100	143	542,300
32	403,300	88	513,900	144	542,500
33	407,400	89	514,400	145	542,700
34	411,500	90	515,400	146	542,900
35	415,400	91	516,200	147	543,100
36	419,900	92	517,100	148	543,300
37	424,300	93	517,800	149	543,500
38	427,500	94	518,700	150	543,700
39	430,800	95	519,500	151	543,900
40	434,200	96	520,600	152	544,100
41	437,200	97	521,300	153	544,300
42	440,300	98	522,200	154	544,500
43	443,200	99	523,000	155	544,700
44	445,900	100	523,800	156	544,900
45	448,300	101	524,600	157	545,100
46	451,000	102	525,400	158	545,300
47	453,700	103	526,100	159	545,500
48	456,500	104	526,800	160	545,700
49	459,100	105	527,600		
50	461,900	106	528,300		
51	464,100	107	528,500		
52	466,700	108	529,000		
53	468,800	109	529,600		
54	471,300	110	530,100		
55	472,300	111	530,800		
56	473,300	112	531,100		

ロ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	157,400	234,600	262,000	295,500	345,400	391,900	461,700
2	159,000	236,200	263,200	297,700	347,400	394,700	464,300
3	160,400	238,100	264,700	300,000	349,800	397,500	467,100
4	161,800	239,700	266,100	302,300	352,100	400,300	469,700
5	163,100	241,100	267,300	304,400	354,100	402,900	472,300
6	165,100	242,700	268,500	306,800	356,300	405,600	474,900
7	166,800	244,500	269,900	308,900	358,300	408,500	477,600
8	168,500	246,100	271,100	311,000	360,800	411,200	480,100
9	170,500	247,200	272,400	313,300	362,600	413,600	482,800
10	172,200	248,900	273,400	315,500	364,900	415,900	485,200
11	173,900	250,300	274,400	317,800	367,100	418,300	488,100
12	175,900	251,600	275,600	320,100	369,200	420,600	490,500
13	177,500	253,200	276,900	322,300	370,900	422,900	493,200
14	179,400	254,800	278,300	324,200	373,000	424,900	494,800
15	181,600	256,000	280,100	326,400	375,100	427,000	496,100
16	183,600	257,500	281,500	328,600	377,100	429,300	497,600
17	185,700	258,400	283,000	330,600	378,900	431,100	498,800
18	188,500	259,800	284,900	332,900	381,200	433,400	500,100
19	191,500	261,000	286,900	335,000	383,200	435,300	501,500
20	194,300	262,200	288,700	337,100	385,200	437,400	503,000
21	197,500	263,600	290,700	339,200	387,300	439,400	504,200
22	199,100	264,900	292,600	341,200	389,300	441,100	505,600
23	200,900	265,900	294,400	343,000	391,600	442,700	507,200
24	202,500	267,000	296,300	345,300	393,800	444,400	508,500
25	204,100	268,200	298,200	347,000	395,200	445,900	509,900
26	205,600	269,700	300,100	349,100	397,200	447,300	511,200
27	207,400	271,200	302,200	351,100	399,000	448,600	512,800
28	208,900	272,700	304,000	353,200	400,800	450,100	514,200
29	210,600	274,100	305,800	354,700	402,800	451,400	515,700
30	212,500	276,000	307,800	356,500	404,300	452,600	516,800
31	214,100	277,800	309,600	358,200	405,900	453,900	518,100
32	215,800	279,400	311,800	360,300	407,900	455,200	519,200
33	217,500	281,000	313,500	362,000	409,200	456,400	520,300
34	219,100	282,800	315,200	363,800	410,500	457,600	521,300
35	220,700	284,600	317,200	366,000	412,000	458,800	522,200
36	222,500	286,500	319,100	367,800	413,300	460,300	523,300
37	224,000	288,000	320,400	369,800	414,400	461,600	524,300
38	225,600	289,700	322,300	371,500	415,600	462,400	
39	227,500	291,700	323,800	373,200	416,700	462,800	
40	229,200	293,300	325,500	375,100	418,000	463,500	
41	230,600	294,800	327,200	376,300	418,800	464,000	
42	232,100	296,600	329,100	377,400	419,700	464,400	
43	233,700	298,400	330,700	378,600	420,500	465,000	
44	235,200	300,100	332,500	379,900	421,300	465,400	
45	236,600	301,800	333,600	381,300	421,700	465,800	
46	238,300	303,500	335,000	382,100	422,300	466,200	
47	239,600	305,300	336,500	383,300	423,000	466,600	
48	240,900	307,100	338,300	384,400	423,400	466,900	
49	242,200	308,300	339,800	385,600	423,800	467,300	
50	243,900	309,900	341,100	386,700	424,100	467,700	
51	245,400	311,200	342,300	387,700	424,400	468,000	
52	246,800	313,100	343,800	388,700	424,700	468,300	
53	247,900	314,400	344,900	389,500	425,000	468,600	
54	249,400	315,900	346,000	390,300	425,300	468,850	
55	250,500	317,500	347,100	391,400	425,600	468,900	
56	251,800	319,100	348,100	392,300	425,900	469,150	

57	253,200	320,100	348,800	392,900	426,200	469,200	
58	254,700	321,300	349,700	393,700	426,600	469,450	
59	255,800	322,700	350,500	394,500	426,900	469,500	
60	257,100	324,100	351,400	395,300	427,300	469,750	
61	258,500	325,500	352,300	395,700	427,500	469,800	
62	259,800	326,700	352,600	396,600	428,000		
63	261,000	328,200	353,200	397,300	428,300		
64	262,100	329,400	354,100	398,000	428,600		
65	263,200	330,800	354,700	398,400	428,800		
66	264,900	331,700	355,400	399,000	428,900		
67	266,400	332,500	356,100	399,800	429,000		
68	267,700	333,500	356,800	400,400	429,100		
69	269,500	334,100	357,500	400,800	429,200		
70	271,000	334,800	358,000	401,500	429,300		
71	272,400	335,500	358,600	402,000	429,400		
72	273,700	336,100	359,500	402,500	429,500		
73	274,900	336,800	359,800	403,100	429,600		
74	275,600	337,000	360,400	403,600	429,700		
75	276,100	337,600	360,900	404,200	429,800		
76	276,500	338,500	361,500	404,800	429,900		
77	276,900	339,100	362,000	405,300	430,000		
78	277,600	339,600	362,500	405,800	430,100		
79	278,100	340,100	363,000	406,400	430,200		
80	278,600	340,600	363,400	407,100	430,300		
81	279,100	341,200	363,700	407,400			
82	279,500	341,700	364,000	407,900			
83	280,200	342,100	364,600	408,300			
84	280,700	342,600	364,900	408,700			
85	280,900	343,100	365,400	409,100			
86	281,300	343,700	365,800	409,300			
87	281,600	343,900	366,100	409,500			
88	282,000	344,300	366,400	409,700			
89	282,400	344,700	366,800	409,900			
90	282,700	345,100	367,100	410,100			
91	283,100	345,600	367,500	410,300			
92	283,500	346,000	367,800	410,500			
93	283,600	346,300	368,200	410,700			
94	284,000	346,500	368,500	410,900			
95	284,400	346,900	368,800	411,100			
96	284,800	347,200	369,100	411,300			
97	285,100	347,400	369,400	411,500			
98	285,700	347,700	370,000	411,700			
99	286,000	348,000	370,400	412,100			
100	286,400	348,300	370,800	412,300			
101	286,700	348,700	371,300				
102	287,100	349,000	371,700				
103	287,400	349,400	372,100				
104	287,600	349,600	372,600				
105	287,900	349,800	373,100				
106	288,200	350,000	373,450				
107	288,500	350,400	373,600				
108	288,800	350,600	373,950				
109	289,100	350,800	374,100				
110	289,400	351,200	374,450				
111	289,600	351,600	374,600				
112	289,900	352,100	374,950				
113	290,100	352,300	375,300				
114	290,600	352,400	375,450				
115	290,800	352,500	375,800				
116	291,200	352,600	375,950				

117	291,400	352,700	376,300				
118	291,700	352,800	376,450				
119	291,900	352,900	376,800				
120	292,100	353,000	376,950				
121	292,300	353,100	377,300				
122	292,400	353,200	377,650				
123	292,600	353,300					
124	292,800	353,400					
125	293,000	353,500					
126	293,200						
127	293,400						
128	293,600						
129	293,700						
130	293,900						
131	294,100						
132	294,300						
133	294,400						
134	294,600						
135	294,700						
136	294,900						
137	295,000						
138	295,200						
139	295,300						
140	295,500						
141	295,600						
142	296,000						
143	296,100						
144	296,200						
145	296,300						
146	296,500						
147	296,600						
148	296,700						
149	296,800						
150	296,900						
151	297,100						
152	297,200						
153	297,300						
154	297,350						
155	297,400						
156	297,450						
157	297,500						
158	297,550						
159	297,600						
160	297,650						
161	297,700						
162	297,850						
163	297,900						
164	297,950						
165	298,000						
166	298,050						
167	298,100						
168	298,150						
169	298,200						
170	298,250						
再任用職員	227,500	257,100	271,400	298,000	340,900	385,300	450,400

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	172,200	201,300	251,900	275,800	302,000	348,700	395,000
2	173,600	203,500	253,900	276,800	303,800	350,800	397,800
3	175,300	205,600	255,700	277,800	305,700	352,900	400,600
4	176,800	207,800	257,600	278,900	307,800	355,300	403,400
5	178,300	210,000	259,200	279,500	309,500	357,300	405,600
6	180,000	212,500	260,500	280,700	311,400	359,700	408,300
7	181,500	214,800	261,600	281,500	313,500	361,800	410,600
8	183,100	217,400	262,900	282,500	315,300	363,900	413,200
9	184,400	219,800	263,900	283,600	317,400	365,700	415,200
10	186,300	221,200	265,300	284,500	319,400	367,700	417,500
11	187,900	222,800	266,200	285,800	321,200	369,800	419,800
12	189,400	224,100	267,100	287,000	323,300	371,800	422,100
13	191,200	225,500	268,300	288,300	324,800	373,800	424,200
14	193,200	226,900	269,600	289,500	326,500	376,100	426,200
15	195,200	228,600	270,400	290,900	328,500	378,200	428,700
16	197,500	229,800	271,500	292,400	330,300	380,500	430,900
17	199,700	231,300	272,100	293,700	332,100	382,500	433,200
18	202,000	233,000	273,000	295,100	333,900	384,500	435,400
19	204,200	234,500	274,000	296,500	335,600	386,900	437,600
20	206,500	236,000	275,100	297,900	337,300	389,000	440,000
21	208,600	237,300	276,000	299,500	339,000	390,900	441,900
22	210,900	239,200	277,000	301,300	340,500	393,100	444,000
23	213,300	240,900	278,000	302,800	342,000	395,200	445,800
24	215,500	242,600	279,000	304,200	343,700	397,400	447,800
25	217,800	244,200	280,400	305,600	345,100	399,500	449,700
26	219,100	245,900	281,500	307,600	346,600	401,100	451,300
27	220,300	247,600	282,700	309,400	348,100	403,200	453,000
28	221,600	249,500	283,900	311,100	349,900	405,100	454,900
29	223,000	251,200	285,400	312,700	351,000	407,200	456,200
30	224,200	252,600	286,900	314,300	352,600	408,900	457,500
31	225,500	254,100	288,500	315,900	354,200	410,800	459,100
32	226,700	255,200	289,900	317,800	355,700	412,900	460,900
33	228,200	256,400	291,800	319,300	357,300	414,600	462,600
34	229,500	257,600	293,300	320,800	358,900	416,300	464,200
35	230,900	258,500	294,600	322,600	360,700	418,300	465,800
36	232,200	259,800	296,100	324,200	362,200	420,100	467,300
37	233,600	260,700	297,700	325,600	363,900	421,700	468,400
38	235,000	261,800	299,200	327,000	365,800	423,600	469,700
39	236,300	262,700	300,700	328,600	367,300	425,400	471,200
40	238,000	263,800	302,300	330,200	368,900	427,300	472,600
41	238,900	264,600	303,600	331,800	370,300	429,000	473,600
42	240,300	265,500	305,200	333,400	371,800	430,500	474,400
43	241,700	266,400	306,900	334,800	373,400	432,000	475,400
44	243,300	267,300	308,500	336,300	374,800	433,600	476,000
45	244,600	268,100	309,800	337,100	376,600	434,700	476,900
46	246,000	269,100	311,200	338,800	377,600	435,800	477,600
47	247,300	270,200	313,000	340,200	379,200	436,900	478,400
48	248,800	271,300	314,500	341,700	380,700	438,100	479,200
49	249,800	272,300	315,600	342,800	382,100	439,600	479,900
50	251,000	273,400	317,100	344,400	383,500	440,800	480,900
51	252,000	274,800	318,400	345,800	384,800	442,000	481,600
52	253,100	276,000	319,800	347,100	386,500	443,100	482,400
53	254,200	277,100	321,200	348,700	388,000	444,500	483,200
54	255,300	278,700	322,700	350,100	389,200	445,500	484,000
55	256,300	280,300	324,100	351,500	390,300	446,600	484,700
56	257,400	281,700	325,600	352,900	391,700	447,800	485,400

57	258,100	283,200	326,400	354,000	392,900	449,100	486,400
58	259,300	284,900	327,800	355,300	393,800	449,600	486,800
59	260,000	286,600	329,000	356,500	394,800	450,200	487,200
60	261,000	288,100	330,400	357,800	395,800	450,600	487,700
61	261,900	289,500	331,500	359,000	396,600	451,200	
62	262,900	291,300	333,100	360,100	397,400	451,700	
63	263,700	292,800	334,400	361,300	398,200	452,100	
64	265,000	294,100	335,600	362,600	399,000	452,600	
65	265,900	295,500	336,900	363,700	399,800	453,200	
66	266,800	297,200	338,500	365,100	400,500	453,700	
67	267,900	298,800	339,800	366,400	401,500	454,000	
68	268,800	300,300	341,100	367,500	402,200	454,500	
69	269,800	301,600	341,800	368,500	402,800	454,900	
70	271,000	303,100	342,900	369,500	403,400	455,100	
71	272,100	304,700	344,200	370,800	404,100	455,300	
72	273,200	306,100	345,100	371,900	404,700	455,500	
73	274,800	307,300	346,500	372,800	405,400	455,700	
74	276,100	308,700	347,200	373,900	405,900	455,900	
75	277,400	309,900	348,300	375,200	406,800	456,100	
76	278,700	311,200	349,700	376,300	407,300	456,300	
77	279,700	312,900	350,800	377,000	407,700	456,500	
78	281,000	314,200	352,100	377,800	408,300	456,700	
79	282,300	315,400	353,200	378,600	408,800	456,900	
80	283,500	316,700	354,600	379,400	409,100	457,100	
81	284,500	317,400	355,700	380,000	409,400	457,300	
82	285,700	318,700	356,800	380,700	409,900	457,500	
83	286,800	319,800	357,800	381,300	410,300		
84	287,900	321,000	359,000	381,800	410,600		
85	288,700	322,300	360,100	382,400	410,900		
86	289,600	323,500	361,100	382,900	411,400		
87	290,900	324,700	362,000	383,500	412,100		
88	292,000	325,900	363,000	384,000	412,500		
89	292,200	327,200	364,000	384,400	412,900		
90	292,600	328,600	365,000	384,800	413,300		
91	292,800	329,800	365,900	385,600	413,800		
92	293,200	331,000	366,700	386,200	414,200		
93	293,600	331,900	367,300	386,500	414,600		
94	294,000	332,600	367,900	387,000	414,800		
95	294,400	333,500	368,600	387,400	415,000		
96	294,800	334,100	369,200	387,700	415,200		
97	294,900	334,800	369,800	388,300	415,400		
98	295,200	335,100	370,200	388,800	415,600		
99	295,500	335,700	370,700	389,300	415,800		
100	296,000	336,400	371,100	389,800	416,000		
101	296,300	336,800	371,600	390,400	416,200		
102	296,700	337,400	372,000	391,100	416,400		
103	297,000	338,200	372,600	391,600	416,600		
104	297,300	338,900	373,000	392,000	416,800		
105	297,600	339,300	373,300	392,700	417,000		
106	298,000	339,800	373,800	393,200	417,400		
107	298,300	340,300	374,200	393,700	417,600		
108	298,600	340,800	374,500	394,200	417,800		
109	298,900	341,200	375,200	394,800			
110	299,200	341,600	375,700	395,200			
111	299,500	341,900	376,200	395,700			
112	299,800	342,200	376,700	396,400			
113	300,000	342,600	377,200	397,000			
114	300,200	343,000	377,700	397,300			
115	300,400	343,600	378,200	397,600			
116	300,700	343,900	378,600	397,900			

117	300,900	344,100	379,100	398,200			
118	301,400	344,400	379,500	398,500			
119	301,600	344,800	380,000	398,800			
120	301,900	345,000	380,700	399,100			
121	302,100	345,300	381,100	399,500			
122	302,300	345,600	381,600	399,800			
123	302,500	345,900	382,100	400,100			
124	302,700	346,200	382,600	400,400			
125	302,900	346,400	382,900	400,700			
126	303,000	346,700	383,150	401,000			
127	303,200	347,100	383,200	401,500			
128	303,400	347,300	383,450	401,800			
129	303,600	347,500	383,500	402,100			
130	303,700	347,700	383,750	402,400			
131	303,900	348,100	383,800				
132	304,100	348,300	384,050				
133	304,200	348,800	384,200				
134	304,300	349,200	384,350				
135	304,500	349,600	384,400				
136	304,700	350,000	384,650				
137	304,800	350,300	384,700				
138	304,900	350,700	384,950				
139	305,000	351,100	385,000				
140	305,100	351,500	385,250				
141	305,200	351,800					
142	305,300	352,300					
143	305,400	352,500					
144	305,500	352,600					
145	305,600	352,700					
146	305,700	352,800					
147	305,800	352,900					
148	305,900	353,000					
149	306,000	353,100					
150	306,100	353,200					
151	306,200	353,300					
152	306,500	353,400					
153	306,600	353,500					
154	306,700	353,650					
155	306,800	353,700					
156	306,900	353,750					
157	307,000	353,800					
158	307,100	353,850					
159	307,200	354,000					
160	307,300	354,050					
161	307,400	354,100					
162	307,500	354,150					
163	307,600	354,200					
164	307,700	354,250					
165	307,800	354,300					
166	307,900	354,350					
167	308,000	354,400					
168	308,100	354,450					
169	308,200						
170	308,250						
171	308,300						
172	308,350						
173	308,400						
174	308,450						
175	308,500						
176	308,550						
177	308,600						
178	308,650						

179	308,700						
再任用職員	248,220	269,620	277,220	288,020	305,280	344,360	391,240

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	152,200	242,800	277,800	305,100	337,000	383,200	430,900	484,000	550,900
2	153,500	244,700	279,700	307,500	339,500	386,100	433,600	487,400	553,800
3	154,700	246,200	281,700	309,800	341,800	388,500	436,100	490,400	557,200
4	155,900	247,800	283,800	312,200	344,200	391,300	438,700	493,600	560,500
5	157,000	249,400	285,800	314,100	346,500	393,300	440,700	496,900	563,700
6	158,100	251,200	287,700	316,400	348,700	395,800	443,000	499,900	566,200
7	159,400	252,700	289,600	319,000	350,900	398,300	445,300	503,200	568,800
8	160,500	254,500	292,000	321,200	353,200	400,900	447,600	506,300	571,400
9	161,600	255,700	294,000	323,300	355,300	403,500	449,800	509,300	573,800
10	163,100	257,300	296,200	325,700	357,500	406,300	451,900	512,600	575,900
11	164,600	259,100	298,400	328,100	359,800	409,100	454,300	515,700	577,700
12	165,900	260,500	300,400	330,400	362,000	412,000	456,400	519,000	579,600
13	167,200	262,000	302,600	332,600	363,800	414,500	458,100	521,800	581,500
14	168,700	263,500	304,800	334,900	366,100	416,800	460,100	524,300	583,000
15	170,500	265,100	307,000	337,100	368,100	419,200	462,200	526,600	584,300
16	172,100	266,500	309,000	339,500	370,300	421,700	464,200	529,200	585,400
17	173,400	268,000	310,800	341,400	372,000	423,700	466,300	531,300	586,900
18	175,100	269,800	313,100	343,600	374,100	425,700	468,200	532,700	587,900
19	176,700	271,600	315,200	345,700	376,100	427,900	470,200	534,400	588,900
20	178,200	273,400	317,400	347,700	378,000	429,700	471,900	535,900	589,800
21	179,800	275,200	319,400	349,600	380,000	431,600	473,800	537,100	590,700
22	182,500	277,000	321,500	351,700	382,100	433,700	475,500	538,700	
23	185,400	278,800	323,700	354,000	384,100	435,500	476,900	540,200	
24	188,000	280,700	325,900	356,100	386,300	437,400	478,400	541,800	
25	191,000	282,600	327,800	357,500	388,300	439,400	479,800	542,900	
26	192,700	284,600	329,900	359,700	390,200	441,000	481,400	544,200	
27	194,300	286,600	332,000	361,600	392,400	442,500	482,700	545,400	
28	196,200	288,400	334,200	363,500	394,500	444,300	483,900	546,600	
29	197,800	290,100	335,900	365,300	396,200	445,900	484,900	547,600	
30	199,500	292,300	338,100	367,300	398,000	447,300	485,600	548,600	
31	201,500	294,200	340,300	369,200	399,900	448,600	486,600	549,700	
32	203,300	296,100	342,400	371,200	401,700	450,000	487,400	550,600	
33	204,900	297,600	343,800	373,200	403,500	451,200	488,100	551,400	
34	206,900	299,600	345,900	375,200	404,900	452,500	488,900	552,300	
35	208,700	301,600	347,800	377,000	406,500	453,900	489,600	553,000	
36	210,600	303,500	350,100	378,700	408,300	455,300	490,200	553,500	
37	212,300	305,200	352,100	380,400	409,700	456,500	490,700	554,200	
38	214,100	307,100	354,200	381,700	410,900	457,300	491,500	555,100	
39	215,900	308,900	356,200	383,100	412,300	458,100	492,100	555,900	
40	218,000	310,700	358,100	384,500	413,500	458,900	492,700	556,500	
41	219,600	312,500	360,300	386,100	414,600	459,700	493,200	557,000	
42	221,400	314,200	362,200	387,000	415,800	460,500	493,700		
43	223,500	315,700	364,000	388,100	417,000	461,200	494,200		
44	225,300	317,500	366,200	389,200	418,300	461,900	494,500		
45	226,700	319,200	367,700	390,000	419,000	462,700	494,800		
46	228,700	320,900	369,100	391,100	419,800	463,500	495,050		
47	230,500	322,700	370,800	392,000	420,500	463,900	495,100		
48	232,300	324,400	372,400	393,000	421,200	464,800	495,350		
49	234,200	325,400	374,000	393,900	421,800	465,300	495,400		
50	235,900	326,900	374,800	394,700	422,600	465,700	495,650		
51	237,600	328,600	376,200	395,500	423,100	466,100	495,700		
52	239,400	330,200	377,200	396,500	423,500	466,500	495,950		
53	240,800	331,900	378,100	397,200	423,900	466,900	496,000		
54	242,500	333,700	379,300	397,900	424,200	467,400	496,250		
55	244,400	335,300	380,400	398,600	424,500	467,800	496,500		
56	246,000	336,800	381,500	399,400	424,800	468,100	496,550		

57	247,100	338,600	382,400	399,900	425,100	468,400	496,800		
58	248,800	339,800	383,100	400,500	425,400	468,800	496,850		
59	250,200	341,000	383,800	401,100	425,700	469,100	497,100		
60	251,600	342,200	384,500	402,000	426,000	469,400	497,150		
61	252,900	342,900	384,900	402,400	426,300	469,700			
62	254,300	344,000	385,700	403,100	426,700	469,950			
63	255,300	344,800	386,500	403,700	427,000	470,200			
64	256,500	345,700	387,200	404,300	427,300	470,250			
65	257,900	346,600	387,500	404,700	427,600	470,500			
66	259,200	347,000	388,200	405,300	428,100	470,550			
67	260,400	347,700	388,900	405,900	428,400	470,800			
68	261,700	348,700	389,600	406,800	428,700	470,850			
69	262,600	349,500	389,900	407,200	428,900	471,100			
70	264,300	350,200	390,500	407,700	429,200	471,150			
71	265,700	350,900	391,400	408,200	429,500	471,400			
72	267,100	351,600	392,000	408,800	429,800	471,450			
73	268,500	352,200	392,300	409,100	430,000	471,700			
74	270,100	352,800	393,000	409,500	430,300	471,750			
75	271,600	353,300	393,700	409,900	430,600				
76	272,900	354,100	394,300	410,300	430,800				
77	274,100	354,400	394,700	410,600	431,000				
78	275,600	354,900	395,200	410,900	431,300				
79	277,000	355,300	395,800	411,200	431,600				
80	278,400	355,800	396,500	411,500	431,800				
81	279,500	356,200	397,000	411,700	432,000				
82	280,800	356,700	397,600	412,200	432,300				
83	282,100	357,200	398,100	412,500	432,600				
84	283,400	357,700	398,400	412,700	432,800				
85	284,200	358,000	398,800	413,000	433,300				
86	284,800	358,400	399,400	413,300	433,400				
87	285,600	359,000	399,800	413,600	433,500				
88	286,300	359,600	400,200	413,800	433,600				
89	286,600	359,900	400,600	414,000	433,700				
90	287,100	360,300	401,100	414,300	433,800				
91	287,500	360,800	401,700	414,600	433,900				
92	288,000	361,200	402,100	414,800	434,000				
93	288,500	361,400	402,400	415,000	434,100				
94	289,000	361,800	402,450	415,100	434,200				
95	289,500	362,300	402,700	415,200	434,300				
96	289,900	362,700	402,750	415,300	434,400				
97	290,100	362,900	403,000	415,400	434,500				
98	290,800	363,300	403,050	415,500	434,600				
99	291,200	363,700	403,300	415,600	434,700				
100	291,700	364,000	403,350	415,700	434,800				
101	292,100	364,500	403,600	415,800					
102	292,500	364,900	403,650	415,900					
103	292,900	365,300	403,900	416,000					
104	293,300	365,800	404,150	416,100					
105	293,700	366,300	404,200	416,200					
106	294,100	366,700	404,450						
107	294,400	367,100	404,500						
108	294,800	367,500	404,750						
109	295,200	368,000							
110	295,500	368,400							
111	296,000	368,700							
112	296,400	369,000							
113	296,700	369,500							
114	296,900	369,850							
115	297,200	370,200							
116	297,500	370,350							

117	297,700	370,700							
118	298,100	370,850							
119	298,400	371,200							
120	298,700	371,350							
121	298,900	371,700							
122	299,200	371,850							
123	299,400	372,300							
124	299,600	372,650							
125	299,900	372,800							
126	300,100	373,150							
127	300,200	373,300							
128	300,400	373,650							
129	300,600	373,800							
130	300,700	374,150							
131	300,900								
132	301,300								
133	301,400								
134	301,500								
135	301,700								
136	301,800								
137	301,900								
138	302,000								
139	302,100								
140	302,200								
141	302,300								
142	302,400								
143	302,500								
144	302,600								
145	302,700								
146	302,800								
147	302,900								
148	303,000								
149	303,100								
150	303,200								
151	303,300								
152	303,400								
153	303,500								
154	303,600								
155	303,700								
156	303,800								
157	303,900								
158	304,050								
159	304,100								
160	304,150								
161	304,200								
162	304,250								
163	304,300								
164	304,350								
165	304,400								
166	304,450								
167	304,500								
168	304,650								
169	304,700								
170	304,750								
171	304,800								
172	304,850								
再任用職員	227,400	269,600	289,900	305,900	332,900	376,800	411,600	465,700	550,600

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	137,900	215,000	264,300	294,800
2	138,800	216,200	265,500	296,900
3	139,800	217,900	266,600	298,800
4	140,700	219,200	267,800	300,600
5	141,700	220,500	268,700	302,600
6	143,000	222,100	270,200	304,400
7	144,000	223,600	271,400	306,200
8	145,000	225,000	272,600	308,200
9	145,800	226,300	273,700	309,700
10	146,800	228,100	274,800	311,800
11	147,800	229,700	276,000	313,500
12	149,200	231,200	277,200	315,300
13	150,000	232,600	278,300	316,700
14	151,000	234,100	279,400	318,700
15	152,000	235,600	280,600	320,300
16	153,000	237,000	281,600	321,800
17	154,300	238,100	282,600	323,500
18	155,500	238,800	283,800	325,200
19	156,800	239,700	285,000	326,800
20	158,000	240,700	286,100	328,700
21	159,300	241,600	287,100	329,700
22	160,500	243,300	288,200	331,100
23	161,700	244,700	289,300	332,600
24	163,000	245,800	290,300	334,300
25	164,400	247,200	291,400	335,400
26	165,900	248,700	292,500	336,900
27	167,400	250,000	293,600	338,600
28	168,900	251,400	294,700	340,000
29	170,600	252,300	295,600	341,600
30	172,100	253,700	296,900	342,800
31	173,600	255,000	298,000	344,300
32	175,300	256,200	299,000	345,600
33	176,900	257,400	299,700	346,700
34	178,700	258,700	300,600	347,600
35	180,700	260,000	301,700	348,900
36	182,500	261,200	302,800	350,000
37	184,400	262,500	303,400	351,100
38	186,300	263,600	304,300	352,300
39	188,000	265,200	305,300	353,300
40	189,800	266,500	306,200	354,500
41	192,100	267,500	307,000	355,500
42	193,500	268,800	308,000	356,500
43	194,900	270,100	309,000	357,500
44	196,500	271,500	309,900	358,500
45	197,900	272,300	310,600	359,700
46	199,400	273,400	311,800	360,700
47	201,200	274,800	312,700	361,700
48	202,700	275,800	313,600	362,700
49	204,100	277,000	314,300	363,600
50	205,100	278,300	314,900	364,700
51	206,600	279,500	315,600	365,700
52	207,700	280,600	316,400	366,500
53	208,900	281,500	317,200	367,300
54	210,100	282,600	318,000	368,100
55	211,200	283,800	318,800	368,900
56	212,500	285,100	319,500	369,800

57	213,500	286,100	320,200	370,500
58	214,600	287,100	320,900	371,300
59	215,600	288,200	321,700	372,100
60	216,900	289,200	322,600	372,900
61	217,800	290,200	323,200	373,600
62	218,900	291,600	323,900	374,300
63	220,000	292,400	324,600	375,200
64	221,000	293,500	325,400	375,900
65	222,100	294,300	325,900	376,500
66	223,000	295,100	326,400	377,000
67	223,800	296,100	327,000	377,500
68	224,700	296,900	327,800	378,000
69	225,600	297,500	328,400	378,400
70	226,800	298,400	328,800	
71	228,000	299,200	329,300	
72	228,900	299,900	329,800	
73	229,500	300,700	330,100	
74	230,800	301,600	330,600	
75	231,900	302,400	331,100	
76	233,300	303,200	331,500	
77	233,900	303,800	331,800	
78	235,100	304,300	332,100	
79	236,300	304,900	332,400	
80	237,500	305,300	332,900	
81	238,600	305,700	333,200	
82	239,800	306,100	333,500	
83	240,800	306,800	333,800	
84	241,900	307,300	334,100	
85	243,200	307,700	334,300	
86	244,300	308,300	334,700	
87	245,400	308,900	335,000	
88	246,400	309,500	335,200	
89	247,400	309,800	335,400	
90	248,700	310,300	335,700	
91	249,300	310,800	336,000	
92	249,700	311,200	336,300	
93	250,200	311,900	336,500	
94	250,700	312,400	336,800	
95	251,200	312,900	337,100	
96	251,500	313,400	337,300	
97	251,700	313,700	337,500	
98	252,200	314,100	337,800	
99	252,600	314,600	338,300	
100	253,000	315,100	338,600	
101	253,200	315,500	338,800	
102	253,900	315,900	338,900	
103	254,300	316,200	339,000	
104	254,700	316,500	339,100	
105	255,000	317,000	339,200	
106	255,400	317,400	339,300	
107	255,800	317,800	339,400	
108	256,000	318,300	339,500	
109	256,300	318,600	339,600	
110	256,700	319,000	339,700	
111	256,800	319,400	339,800	
112	257,000	319,700	339,900	
113	257,400	319,900	340,000	
114	257,700	320,200	340,100	
115	258,100	320,500	340,200	
116	258,300	320,700	340,300	

117	258,400	320,900	340,400	
118	258,600	321,200	340,500	
119	259,100	321,500		
120	259,300	321,700		
121	259,500	321,900		
122	259,800	322,400		
123	260,100	322,700		
124	260,400	322,900		
125	260,600	323,100		
126	260,900	323,400		
127	261,200	323,700		
128	261,500	323,900		
129	261,700	324,100		
130	262,000	324,400		
131	262,200	324,700		
132	262,400	325,000		
133	262,600	325,200		
134	262,900	325,300		
135	263,100	325,400		
136	263,300	325,500		
137	263,500	325,600		
138	263,700	325,700		
139	263,900	325,800		
140	264,400	325,900		
141	264,600	326,000		
142	264,800	326,100		
143	265,000			
144	265,200			
145	265,400			
146	265,500			
147	265,700			
148	265,800			
149	265,900			
150	266,000			
151	266,100			
152	266,200			
153	266,300			
154	266,400			
155	266,500			
156	266,600			
157	266,800			
158	266,900			
159	267,100			
160	267,200			
161	267,400			
162	267,500			
163	267,600			
164	267,700			
165	267,900			
166	268,000			
167	268,100			
168	268,200			
169	268,400			
170	268,500			
171	268,600			
172	268,700			
173	268,800			
174	268,900			
175	269,000			
176	269,100			
177	269,200			
178	269,500			
179	269,600			
180	269,650			
181	269,700			

182	269,750			
183	269,800			
184	269,850			
185	269,900			
186	269,950			
187	270,000			
188	270,050			
189	270,100			
190	270,150			
再任用職員	216,200	235,800	257,800	290,200

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	219,000	280,900	329,100	414,200	545,200
2	221,300	283,900	332,000	416,500	548,200
3	223,500	286,900	335,100	419,100	551,500
4	225,900	289,700	338,300	421,600	554,600
5	228,000	292,500	341,500	423,700	557,600
6	230,100	295,000	344,300	426,200	560,000
7	232,300	297,400	347,100	428,400	562,700
8	234,400	299,800	349,800	431,100	565,100
9	236,900	302,400	352,800	432,800	567,400
10	239,300	304,900	355,800	435,300	569,200
11	241,700	307,500	359,100	437,600	571,100
12	244,100	310,100	362,400	440,100	573,200
13	246,400	312,400	365,200	441,500	574,900
14	248,800	314,400	367,500	443,700	576,300
15	251,200	316,700	369,800	445,900	577,600
16	253,600	318,600	372,400	448,200	578,800
17	255,800	320,800	374,700	450,500	580,100
18	258,900	323,000	376,900	452,900	580,900
19	262,000	325,000	379,400	455,200	581,800
20	265,100	327,200	381,500	457,600	582,500
21	268,200	329,200	383,500	459,900	583,300
22	271,200	331,700	385,600	462,200	
23	274,100	334,300	387,900	464,600	
24	277,200	337,300	389,900	466,900	
25	280,000	339,300	391,300	468,900	
26	282,600	341,500	393,100	471,300	
27	285,100	343,700	394,900	473,400	
28	288,000	346,200	396,800	475,600	
29	290,800	348,800	398,900	477,700	
30	293,200	351,000	400,600	480,200	
31	295,400	353,100	402,300	482,400	
32	298,000	355,000	404,000	484,500	
33	300,300	357,000	405,600	486,400	
34	302,500	359,500	407,400	488,500	
35	305,000	361,800	409,100	491,000	
36	307,500	364,000	410,900	493,200	
37	310,000	365,600	412,000	495,300	
38	311,700	367,800	413,600	497,300	
39	313,400	369,900	415,100	499,200	
40	315,100	371,800	416,600	501,300	
41	317,200	373,700	417,500	503,300	
42	317,900	375,600	419,300	505,200	
43	318,800	377,400	420,800	506,900	
44	319,700	379,400	422,400	508,800	
45	320,600	381,200	423,700	510,900	
46	321,700	383,000	425,300	512,700	
47	322,600	384,500	426,700	514,500	
48	323,700	386,300	428,300	516,400	
49	324,600	388,000	429,900	518,100	
50	325,700	389,600	431,200	519,800	
51	326,800	391,200	432,500	521,800	
52	327,700	392,900	433,800	523,700	
53	328,900	394,000	434,500	525,300	
54	329,900	395,500	435,500	526,900	
55	330,900	396,900	436,400	528,600	
56	331,900	398,700	437,300	530,200	

57	332,600	400,000	438,200	532,000	
58	333,700	401,400	439,300	533,300	
59	334,800	402,700	440,200	534,600	
60	335,800	404,200	441,100	535,800	
61	337,000	405,500	442,000	537,000	
62	338,000	406,900	442,900	538,000	
63	339,100	408,600	443,900	539,000	
64	340,200	410,100	445,000	540,000	
65	340,900	411,100	445,900	540,600	
66	342,000	412,200	446,900	541,700	
67	342,700	413,200	447,900	542,600	
68	343,800	414,300	448,800	543,500	
69	344,400	415,300	450,000	544,400	
70	345,500	416,200	451,000	545,200	
71	346,400	417,000	451,900	545,900	
72	347,700	417,800	452,900	546,400	
73	348,000	418,800	453,900	547,100	
74	349,000	419,700	454,800	547,600	
75	350,000	420,500	455,700	548,400	
76	351,000	421,300	456,700	549,000	
77	352,000	422,000	457,500	549,500	
78	353,000	422,400	458,000		
79	353,900	422,700	458,700		
80	354,800	423,000	459,500		
81	355,800	423,300	460,300		
82	356,800	423,600	461,000		
83	358,000	423,800	461,300		
84	359,000	424,100	461,900		
85	359,400	424,400	462,300		
86	360,000	424,700	462,600		
87	360,600	425,000	462,900		
88	361,200	425,300	463,200		
89	361,500	425,500	463,500		
90	361,900	425,800			
91	362,400	426,100			
92	362,900	426,400			
93	363,100	426,600			
94	363,500	426,900			
95	363,900	427,200			
96	364,300	427,500			
97	364,400	427,700			
98	364,600	428,000			
99	364,700	428,300			
100	364,900	428,700			
101	365,000	428,900			
102	365,400	429,200			
103	365,600	429,500			
104	366,000	429,700			
105	366,100	429,900			
106	366,300				
107	366,600				
108	366,900				
109	366,800				
110	367,100				
111	367,600				
112	367,700				
113	367,800				
114	367,900				
115	368,100				
116	368,200				

117	368,300				
118	368,400				
119	368,600				
120	368,800				
121	369,000				
122	369,100				
123	369,200				
124	369,300				
125	369,500				
126	369,900				
127	370,300				
128	370,600				
129	370,800				
再任用職員	288,600	299,800	322,100	407,700	544,900

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

号俸	基本給月額
	円
1	198,000
2	200,600
3	203,000
4	205,600
5	208,100
6	210,400
7	212,700
8	215,100
9	217,200
10	219,500
11	222,000
12	224,300
13	226,500
14	228,900
15	231,300
16	233,700
17	236,100
18	238,900
19	241,800
20	244,700
21	247,400
22	250,100
23	252,600
24	255,500
25	258,200
26	260,600
27	262,900
28	265,100
29	267,900
30	270,100
31	272,000
32	274,100
33	276,000
34	278,000
35	280,100
36	282,000
37	283,900
38	285,400
39	286,800
40	288,300
41	289,700
42	290,600
43	291,600
44	292,600
45	293,300
46	294,500
47	295,700
48	297,100
49	298,400
50	299,700
51	300,800
52	301,900
53	303,100
54	304,300
55	305,600
56	306,900

57	307,700
58	308,800
59	310,000
60	311,100
61	312,000
62	313,100
63	314,200
64	315,300
65	316,100
66	317,400
67	318,300
68	319,300
69	320,300
70	321,300
71	322,400
72	323,500
73	324,000
74	325,000
75	326,100
76	327,400
77	328,500
78	329,500
79	330,400
80	331,300
81	332,400
82	333,200
83	333,900
84	334,700
85	335,200
86	335,700
87	336,200
88	336,900
89	337,200
90	337,700
91	338,200
92	338,700
93	339,000
94	339,400
95	339,900
96	340,400
97	340,900
98	341,400
99	341,900
100	342,400
101	342,900
102	343,400
103	343,900
104	344,400
105	344,900
106	345,300
107	345,800
108	346,200
109	346,700
110	347,300
111	347,800
112	348,200

113	348,700
114	349,100
115	349,600
116	350,000
117	350,500
118	350,900
119	351,300
120	351,700
121	352,100
再任用職員	263,900

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	166,600	267,600	289,800	57	258,700	350,400	393,900
2	167,800	269,200	291,900	58	260,600	350,900	394,700
3	169,300	270,900	293,500	59	262,100	351,500	395,500
4	170,500	272,500	295,000	60	263,800	352,100	396,500
5	171,500	273,500	297,000	61	265,500	352,600	397,400
6	173,000	275,000	299,200	62	266,800	352,800	398,100
7	174,600	276,400	301,500	63	268,100	353,400	398,800
8	176,100	277,900	303,800	64	269,700	354,200	399,600
9	177,400	279,100	305,800	65	271,100	354,500	399,900
10	178,800	280,800	308,100	66	272,400	355,000	400,500
11	180,400	282,100	310,300	67	273,700	355,500	401,100
12	181,900	283,200	312,700	68	275,100	356,000	402,000
13	183,500	284,600	314,400	69	276,500	356,500	402,400
14	185,200	286,300	316,700	70	278,000	357,000	403,100
15	186,700	288,000	319,200	71	279,600	357,400	403,700
16	188,100	289,700	321,400	72	281,300	357,900	404,300
17	189,800	291,600	323,600	73	282,700	358,100	404,700
18	191,800	293,500	326,000	74	284,400	358,600	405,300
19	193,500	295,300	328,400	75	286,200	359,400	405,900
20	195,200	297,100	330,700	76	287,700	359,900	406,800
21	197,000	298,800	332,900	77	289,400	360,200	407,200
22	198,600	300,600	335,000	78	291,300	360,600	407,700
23	200,300	302,400	337,200	79	292,900	361,100	408,200
24	202,100	304,100	339,600	80	294,500	361,500	408,800
25	203,800	306,100	341,600	81	296,200	361,700	409,300
26	205,500	308,000	343,800	82	297,900	362,000	409,700
27	207,500	309,800	346,000	83	299,500	362,500	410,100
28	209,200	311,900	348,000	84	301,200	362,900	410,500
29	211,100	313,100	350,000	85	302,500	363,200	410,700
30	212,800	314,800	352,200	86	304,000	363,500	410,900
31	214,300	316,500	354,300	87	305,500	364,000	411,200
32	215,700	318,400	356,400	88	307,200	364,600	411,500
33	217,300	319,900	358,000	89	308,600	364,900	411,700
34	218,600	321,500	360,200	90	310,000	365,300	412,200
35	219,900	323,200	362,000	91	311,800	365,800	412,500
36	221,100	324,800	363,900	92	313,300	366,000	412,700
37	222,500	326,400	365,300	93	314,400	366,300	413,000
38	225,300	328,100	367,300	94	315,900	366,350	413,100
39	228,100	329,500	369,200	95	317,300	366,600	413,200
40	231,100	331,100	371,200	96	318,900	366,650	413,300
41	234,400	332,500	373,200	97	320,000	366,900	413,400
42	235,900	334,300	375,200	98	321,300	367,150	413,500
43	237,400	335,800	377,000	99	322,600	367,200	413,600
44	239,000	337,300	378,700	100	323,900	367,450	413,700
45	240,400	338,600	380,800	101	324,600	367,500	413,800
46	242,000	339,800	382,200	102	325,800	367,750	
47	243,900	341,000	383,700	103	327,000	367,800	
48	245,500	342,200	385,100	104	328,400	368,050	
49	246,900	343,400	386,400	105	329,700	368,100	
50	248,700	344,400	387,500	106	330,400	368,350	
51	250,200	345,400	388,600	107	331,100	368,400	
52	251,800	346,400	389,700	108	331,800	368,650	
53	252,800	347,300	390,600	109	332,600		
54	254,500	348,000	391,400	110	333,500		
55	255,800	349,000	392,200	111	334,200		
56	257,300	349,800	393,100	112	334,900		

113	335,200		
114	335,500		
115	336,100		
116	336,400		
117	336,800		
118	337,100		
119	337,500		
120	337,800		
121	338,600		
122	339,000		
123	339,300		
124	339,600		
125	340,100		
126	340,500		
127	340,700		
128	341,100		
129	341,500		
130	341,900		
131	342,300		
132	342,700		
133	342,900		
134	343,400		
135	343,700		
136	344,000		
137	344,400		
138	344,600		
139	344,900		
140	345,400		
141	345,800		
142	346,100		
143	346,500		
144	346,800		
145	347,100		
146	347,500		
147	347,800		
148	348,000		
149	348,200		
150	348,300		
151	348,400		
152	348,700		
153	348,800		
154	348,850		
155	348,900		
156	348,950		
157	349,000		
158	349,050		
159	349,100		
160	349,150		
161	349,200		
162	349,250		
163	349,300		
164	349,350		
165	349,400		
166	349,450		
167	349,500		
168	349,550		
169	349,600		
170	349,650		
再任用職員	254,600	269,700	304,500

別表第7 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

職務の級 号俸	1級	2級			
	基本給月額	基本給月額			
	円	円			
1	167,900	168,900	57	231,800	241,300
2	168,800	170,100	58	232,600	242,300
3	170,000	171,000	59	233,100	243,300
4	170,900	171,900	60	233,600	244,100
5	171,800	172,800	61	233,900	244,800
6	172,700	173,700	62	234,200	245,700
7	173,600	174,800	63	234,600	246,500
8	174,700	175,700	64	235,100	247,300
9	175,700	176,800	65	235,500	247,800
10	177,500	178,500	66	236,100	248,800
11	179,200	180,400	67	236,400	249,600
12	181,200	181,900	68	236,800	250,200
13	183,100	183,500	69	237,400	250,900
14	184,700	185,200	70	237,900	251,600
15	186,500	186,700	71	238,300	252,100
16	188,100	188,200	72	238,600	252,800
17	189,800	189,900	73	239,000	253,700
18	191,600	191,900	74	239,400	254,300
19	193,100	193,600	75	239,800	255,000
20	194,500	195,300	76	240,100	255,700
21	196,000	197,100	77	240,300	256,300
22	197,400	198,600	78	240,700	257,100
23	198,800	200,200	79	241,100	257,800
24	200,100	201,900	80	241,200	258,500
25	201,600	203,500	81	241,400	259,200
26	202,900	205,000	82	241,800	259,900
27	204,200	206,600	83	242,200	260,600
28	205,300	208,000	84	242,400	261,100
29	206,700	209,400	85	242,600	261,800
30	207,800	210,800	86	243,100	262,400
31	209,000	212,400	87	243,400	263,100
32	210,200	213,700	88	243,500	263,500
33	211,900	215,400	89	243,900	264,400
34	212,700	216,300	90	244,200	265,000
35	213,800	217,900	91	244,500	265,700
36	214,700	218,900	92	244,600	266,400
37	215,600	220,800	93	244,800	266,800
38	216,900	222,000	94	245,000	267,200
39	217,900	223,200	95	245,100	267,500
40	218,900	224,400	96	245,200	267,700
41	219,700	225,300	97	245,400	267,900
42	220,600	226,400	98	245,700	268,200
43	221,300	227,500	99	245,900	268,400
44	222,400	228,500	100	246,000	268,600
45	223,200	229,500	101	246,100	268,900
46	224,200	230,700	102	246,200	269,200
47	225,000	231,800	103	246,300	269,600
48	225,700	232,900	104	246,400	269,900
49	226,300	233,800	105	246,500	270,000
50	227,300	234,800	106	246,700	270,200
51	228,100	235,800	107	246,900	270,500
52	228,800	236,700	108	247,000	270,800
53	229,500	237,500	109	247,200	271,000
54	230,300	238,600	110	247,300	271,300
55	230,900	239,600	111	247,500	271,600
56	231,600	240,500	112	247,600	271,800

113	247,700	271,900
114	247,900	272,000
115	248,000	272,100
116	248,100	272,200
117	248,400	272,400
118	248,600	272,600
119	248,700	272,700
120	248,800	272,800
121	248,900	272,900
122	249,000	273,100
123	249,100	273,300
124	249,150	273,500
125	249,200	273,600
126	249,250	273,800
127	249,300	273,900
128	249,350	274,100
129	249,400	274,300
130	249,450	274,500
131	249,500	274,900
132	249,550	275,100
133	249,600	275,200
134	249,650	275,400
135	249,700	275,500
136	249,750	275,600
137	249,800	275,700
138	249,850	275,800
139	249,900	276,000
140	249,950	276,100
141	250,000	276,200
142	250,050	276,300
143	250,100	276,400
144	250,150	276,500
145	250,200	276,600
146	250,250	276,700
147	250,300	276,800
148	250,350	276,900
149	250,500	277,000
再任用職員	219,600	242,600

別表第7-2 専門技術職基本給表（第11条第1項第8号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	152,200	242,800	277,800	305,100
2	153,500	244,700	279,700	307,500
3	154,700	246,200	281,700	309,800
4	155,900	247,800	283,800	312,200
5	157,000	249,400	285,800	314,100
6	158,100	251,200	287,700	316,400
7	159,400	252,700	289,600	319,000
8	160,500	254,500	292,000	321,200
9	161,600	255,700	294,000	323,300
10	163,100	257,300	296,200	325,700
11	164,600	259,100	298,400	328,100
12	165,900	260,500	300,400	330,400
13	167,200	262,000	302,600	332,600
14	168,700	263,500	304,800	334,900
15	170,500	265,100	307,000	337,100
16	172,100	266,500	309,000	339,500
17	173,400	268,000	310,800	341,400
18	175,100	269,800	313,100	343,600
19	176,700	271,600	315,200	345,700
20	178,200	273,400	317,400	347,700
21	179,800	275,200	319,400	349,600
22	182,500	277,000	321,500	351,700
23	185,400	278,800	323,700	354,000
24	188,000	280,700	325,900	356,100
25	191,000	282,600	327,800	357,500
26	192,700	284,600	329,900	359,700
27	194,300	286,600	332,000	361,600
28	196,200	288,400	334,200	363,500
29	197,800	290,100	335,900	365,300
30	199,500	292,300	338,100	367,300
31	201,500	294,200	340,300	369,200
32	203,300	296,100	342,400	371,200
33	204,900	297,600	343,800	373,200
34	206,900	299,600	345,900	375,200
35	208,700	301,600	347,800	377,000
36	210,600	303,500	350,100	378,700
37	212,300	305,200	352,100	380,400
38	214,100	307,100	354,200	381,700
39	215,900	308,900	356,200	383,100
40	218,000	310,700	358,100	384,500
41	219,600	312,500	360,300	386,100
42	221,400	314,200	362,200	387,000
43	223,500	315,700	364,000	388,100
44	225,300	317,500	366,200	389,200
45	226,700	319,200	367,700	390,000
46	228,700	320,900	369,100	391,100
47	230,500	322,700	370,800	392,000
48	232,300	324,400	372,400	393,000
49	234,200	325,400	374,000	393,900
50	235,900	326,900	374,800	394,700
51	237,600	328,600	376,200	395,500
52	239,400	330,200	377,200	396,500
53	240,800	331,900	378,100	397,200
54	242,500	333,700	379,300	397,900
55	244,400	335,300	380,400	398,600
56	246,000	336,800	381,500	399,400

57	247,100	338,600	382,400	399,900
58	248,800	339,800	383,100	400,500
59	250,200	341,000	383,800	401,100
60	251,600	342,200	384,500	402,000
61	252,900	342,900	384,900	402,400
62	254,300	344,000	385,700	403,100
63	255,300	344,800	386,500	403,700
64	256,500	345,700	387,200	404,300
65	257,900	346,600	387,500	404,700
66	259,200	347,000	388,200	405,300
67	260,400	347,700	388,900	405,900
68	261,700	348,700	389,600	406,800
69	262,600	349,500	389,900	407,200
70	264,300	350,200	390,500	407,700
71	265,700	350,900	391,400	408,200
72	267,100	351,600	392,000	408,800
73	268,500	352,200	392,300	409,100
74	270,100	352,800	393,000	409,500
75	271,600	353,300	393,700	409,900
76	272,900	354,100	394,300	410,300
77	274,100	354,400	394,700	410,600
78	275,600	354,900	395,200	410,900
79	277,000	355,300	395,800	411,200
80	278,400	355,800	396,500	411,500
81	279,500	356,200	397,000	411,700
82	280,800	356,700	397,600	412,200
83	282,100	357,200	398,100	412,500
84	283,400	357,700	398,400	412,700
85	284,200	358,000	398,800	413,000
86	284,800	358,400	399,400	413,300
87	285,600	359,000	399,800	413,600
88	286,300	359,600	400,200	413,800
89	286,600	359,900	400,600	414,000
90	287,100	360,300	401,100	414,300
91	287,500	360,800	401,700	414,600
92	288,000	361,200	402,100	414,800
93	288,500	361,400	402,400	415,000
94	289,000	361,800		
95	289,500	362,300		
96	289,900	362,700		
97	290,100	362,900		
98	290,800	363,300		
99	291,200	363,700		
100	291,700	364,000		
101	292,100	364,500		
102	292,500	364,900		
103	292,900	365,300		
104	293,300	365,800		
105	293,700	366,300		
106	294,100	366,700		
107	294,400	367,100		
108	294,800	367,500		
109	295,200	368,000		
110	295,500	368,400		
111	296,000	368,700		
112	296,400	369,000		
113	296,700	369,500		
114	296,900			
115	297,200			
116	297,500			

117	297,700			
118	298,100			
119	298,400			
120	298,700			
121	298,900			
122	299,200			
123	299,400			
124	299,600			
125	299,900			
126	300,100			
127	300,200			
128	300,400			
129	300,600			
130	300,700			
131	300,900			
132	301,300			
133	301,400			
134	301,500			
135	301,700			
136	301,800			
137	301,900			
138	302,000			
139	302,100			
140	302,200			
141	302,300			
142	302,400			
143	302,500			
144	302,600			
145	302,700			
146	302,800			
147	302,900			
148	303,000			
149	303,100			
150	303,200			
151	303,300			
152	303,400			
153	303,500			
154	303,600			
155	303,700			
156	303,800			
157	303,900			
再任用職員	227,400	269,600	289,900	305,900

別表第8 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長又は副栄養管理室長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
5級	1 薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
7級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（三） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	部長の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務
8 級	特に困難な業務を行う部長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

ニ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。

- 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。
- 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

ヘ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

ト 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助専門員の職務

チ 専門技術職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	1 係長の職務 2 主任の職務
3 級	専門職の職務
4 級	室長の職務

別表第9 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	25号俸
歯科医師	大学6卒	1号俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	1級35号俸
	大学卒	1級21号俸
診療放射線技師	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
診療エックス線技師	短大卒	1級11号俸
臨床検査技師	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
衛生検査技師	大学卒	1級21号俸
	短大卒	1級11号俸
栄養士	大学卒	1級21号俸
	短大卒	1級11号俸
臨床工学技士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
視能訓練士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
言語聴覚士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
歯科衛生士	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級 7号俸
歯科技工士	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級 1号俸
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校卒	1級 1号俸
その他	高校卒	1級 1号俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により、薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級 11号俸
	短大3卒	2級 5号俸
看護師	大学卒	2級 9号俸
	短大3卒	2級 5号俸
	短大2卒	2級 1号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1級 1号俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

	試験	学歴免許等	初任給
国家公務員採用試験	総合職（院卒）		1級 43号俸
	総合職（大卒）		1級 33号俸
	一般職（大卒）		1級 25号俸
	一般職（高卒）		1級 5号俸
競争試験	事務職採用試験（大卒程度）		1級 25号俸
	事務職採用試験（高卒程度）		1級 5号俸
	その他	高校卒	1級 1号俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。

- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第73条に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第73条に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄のお適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号俸
	中学卒	1級 9号俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

ヘ 教育職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了 (大学6卒後の者に限る)	1級37号俸
	博士課程修了	1級31号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級13号俸
	大学卒	1級 1号俸

ト 研究職基本給表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用 試験	総合職（院卒）		15号俸
	総合職（大卒）		5号俸
	一般職（大卒）		1号俸
その他		博士課程修了	37号俸

	(大学6卒後の者に限る)	
	博士課程修了	33号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	13号俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ 福祉職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
児童指導員	大学卒	1級21号俸
医療社会事業専門員	短大卒	1級11号俸
保育士	短大卒	1級11号俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
療養介助専門員	大学卒	2級 2 1 号俸
	短大卒	2級 1 1 号俸
	高校卒	2級 1 号俸
療養介助員	短大卒	1級 1 1 号俸
	高校卒	1級 1 号俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）等を行う職員をいう。
- 2 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー 2 級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。
- 3 学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 専門技術職基本給表初任給基準表

	試験	学歴免許等	初任給
国家公務員採用試験	総合職（院卒）		1級 4 3 号俸
	総合職（大卒）		1級 3 3 号俸
	一般職（大卒）		1級 2 5 号俸
	一般職（高卒）		1級 5 号俸
競争試験	事務職採用試験（大卒程度）		1級 2 5 号俸
	事務職採用試験（高卒程度）		1級 5 号俸
	その他	高校卒	1級 1 号俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第 7 3 条に基づく大学卒業程度以上の能力及び適正について判定する競争試験をいう。

- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第73条に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄の適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

別表第10 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以

		<p>上のものに限る。)の卒業</p> <p>(8) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(9) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令(平成10年厚令第74号)で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年(高等専門学校にあっては、4年)以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業</p> <p>(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	<p>二 短大2卒</p>	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(4) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の養成施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(5) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(6) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業</p> <p>(8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程(同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業</p> <p>(9) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p>

		(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護講師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第11 昇格対応号俵表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	16
55	19	43	36	36	27	16
56	20	44	36	36	27	17
57	21	45	37	37	28	17
58	22	46	38	37	28	17
59	23	47	39	37	29	17
60	24	48	40	38	29	17
61	25	49	41	38	29	17
62	26	50	41	38	29	17
63	27	51	41	39	30	17
64	28	52	42	39	30	17
65	29	53	42	39	30	17
66	30	54	42	40	30	17
67	31	55	43	40	30	17
68	32	56	43	40	30	17
69	33	57	43	41	31	17
70	34	58	44	41	31	17
71	35	59	44	42	31	17
72	36	60	44	42	31	17
73	37	61	45	43	31	17
74	38	61	45	43	31	17
75	39	62	45	44	31	17
76	40	62	45	44	31	17
77	41	63	46	45	32	17
78	42	63	46	45	32	17
79	43	64	46	46	32	17
80	44	64	46	46	32	17
81	45	65	47	47	32	17
82	46	65	47	47	32	17
83	47	66	47	48	32	17
84	48	66	47	48	32	17
85	49	67	48	48	32	17
86	50	67	48	48	32	17
87	51	68	48	49	32	17
88	52	68	48	49	32	17
89	53	69	49	49	32	17
90	53	70	49	50	32	17
91	54	71	49	50	32	17
92	54	72	50	50	32	17
93	55	73	50	51	32	17
94	55	73	50	51	32	17
95	56	74	51	51	32	17
96	56	74	51	52	32	17
97	57	75	51	52	32	17
98	57	75	52	52	32	17
99	58	76	52	53	32	17
100	58	76	52	53	32	17
101	59	77	53	53	32	17
102	59	77	53	53	32	17
103	60	78	54	54	32	17
104	60	78	54	54	32	17
105	61	79	55	55	32	17
106	61	79	55	55	32	17
107	61	80	56	56	32	17
108	61	80	56	56	32	17
109	61	81	57	57	32	17
110	62	81	57	57	32	17
111	62	82	57	57	32	17
112	62	82	57	57	32	17
113	62	83	58	58	32	17
114	62	83	58	58	32	17
115	63	84	58	58	32	17
116	63	84	58	58	32	17
117	63	85	59	59	32	17
118	63	85	59	59	32	17
119	63	85	59	59	32	17
120	64	86	59	59	32	17
121	64	86	60	60	32	17
122	64	86	60	60	32	17
123	64	87	60	60	32	17
124	64	87	60	60	32	17
125	64	87	60	60	32	17

126	65
127	65
128	65
129	65
130	65
131	65
132	65
133	65
134	66
135	66
136	66
137	66
138	66
139	66
140	66
141	66
142	66
143	67
144	67
145	67
146	67
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
152	68
153	68
154	68
155	68
156	68
157	68
158	68
159	68
160	68
161	69
162	69
163	69
164	69
165	69
166	69
167	69
168	69
169	69
170	69

ロ 医療職基本給表(三)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	37
55	39	31	43	39	32	37
56	40	32	44	40	32	38
57	41	33	45	41	33	39
58	42	34	46	42	33	39
59	43	35	47	43	34	39
60	44	36	48	44	34	39
61	45	37	49	45	35	39
62	46	38	50	46	35	40
63	47	39	51	47	36	40
64	48	40	52	48	36	40
65	49	41	53	49	37	40
66	50	42	54	50	37	41
67	51	43	55	51	38	42
68	52	44	56	52	38	43
69	53	45	57	53	39	43
70	54	46	58	53	39	44
71	55	47	59	54	40	44
72	56	48	60	54	40	45
73	57	49	61	55	41	45
74	58	50	62	55	41	45
75	59	51	63	56	41	45
76	60	52	64	56	41	45
77	61	53	65	57	41	46
78	62	54	66	58	41	46
79	63	55	67	59	42	46
80	64	56	68	60	42	46
81	65	57	69	61	42	46
82	65	58	70	61	42	47
83	66	59	71	62	42	47
84	66	60	72	62	42	47
85	67	61	73	63	43	47
86	67	62	74	63	43	47
87	68	63	75	64	43	47
88	68	64	76	64	43	47
89	69	65	77	65	43	47
90	70	66	78	65	43	47
91	71	67	79	66	44	47
92	72	68	80	66	44	47
93	73	69	81	67	44	47
94	73	70	82	67	44	47
95	74	71	83	68	44	47
96	74	72	84	68	44	47
97	75	73	85	69	44	47
98	75	74	85	70	44	47
99	76	75	86	71	45	47
100	76	76	86	72	45	47
101	77	77	87	73	45	47
102	78	78	87	73	45	47
103	79	79	88	74	45	47
104	80	80	88	74	45	47
105	81	81	89	75	45	47
106	81					

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	25	25	21	21	13	13
34	1	18	26	26	21	22	14	13
35	1	19	27	27	22	23	14	13
36	1	20	28	28	22	24	14	14
37	1	21	29	29	23	25	14	14
38	1	22	30	30	23	25	14	14
39	1	23	31	31	24	26	15	15
40	1	24	32	32	24	26	15	15
41	1	25	33	33	25	27	15	15
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	29	16	
46	1	30	38	38	27	29	16	
47	1	31	39	39	28	29	16	
48	1	32	40	40	28	30	16	
49	1	33	41	41	29	31	17	
50	2	34	42	41	29	31	17	
51	3	35	43	42	29	32	17	
52	4	36	44	42	29	32	17	
53	5	37	45	43	30	33	17	
54	6	38	46	43	30	33	18	
55	7	39	47	44	30	33	18	
56	8	40	48	44	30	33	18	
57	9	41	49	45	31	34	18	
58	10	42	50	45	31	35	18	
59	11	43	51	46	31	35	19	
60	12	44	52	46	31	35	19	
61	13	45	53	47	32	35		
62	14	45	54	47	32	36		
63	15	45	55	48	32	36		
64	16	46	56	48	32	36		
65	17	46	57	49	33	37		
66	18	46	58	49	33	37		
67	19	47	59	50	33	37		
68	20	47	60	50	34	37		
69	21	47	61	51	35	38		
70	22	48	62	51	35	38		
71	23	48	63	51	35	38		
72	24	48	64	51	35	38		
73	25	49	65	52	36	39		
74	26	49	66	53	36	39		
75	27	49	67	54	36			
76	28	50	68	55	36			
77	29	50	69	56	36			
78	30	50	69	57	36			
79	31	51	70	57	36			
80	32	51	71	58	36			
81	33	51	72	59	37			
82	34	52	72	60	37			
83	35	52	73	60	38			
84	36	52	74	61	38			
85	37	53	75	61	39			
86	38	53	76	61	39			
87	39	53	77	61	40			
88	40	53	78	61	40			
89	41	54	79	62	41			
90	41	54	80	62	41			
91	42	54	81	62	41			
92	42	54	82	62	41			
93	43	55	83	63	41			
94	43	55	84	63	42			
95	44	55	85	63	42			
96	44	55	85	63	42			
97	45	56	85	64	42			
98	45	56	86	64	42			
99	46	56	86	64	43			
100	46	56	86	64	43			
101	47	57	87	65				
102	47	57	87	65				
103	48	58	87	65				
104	48	58	88	65				
105	49	59	88	66				
106	49	59	88					
107	49	60	89					
108	49	60	90					
109	50	61						
110	50	61						

ニ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級		2級	3級	4級
111	50	62		119	58	79	
112	50	62		120	58	79	
113	51	63		121	59	80	
114	51	63		122	59	81	
115	51	64		123	60	82	
116	51	64		124	60	83	
117	52	65		125	61	83	
118	52	65		126	61	83	
119	52	66		127	61	84	
120	52	66		128	61	84	
121	53	67		129	62	85	
122	53	67		130	62	85	
123	53	68		131	62	85	
124	53	68		132	62	85	
125	53	69		133	63	86	
126	54	69		134	63	86	
127	54	70		135	63	86	
128	54	70		136	63	86	
129	54	71		137	64	87	
130	54	71		138	64	87	
131	55			139	64	87	
132	55			140	64	87	
133	55			141	65	88	
134	55			142	65	88	
135	55			143	65		
136	56			144	65		
137	56			145	66		
138	56			146	66		
139	56			147	66		
140	56			148	66		
141	57			149	67		
142	57			150	67		
143	57			151	67		
144	57			152	67		
145	57			153	68		
146	58			154	68		
147	58			155	68		
148	58			156	68		
149	58			157	69		
150	58			158	69		
151	59			159	69		
152	59			160	69		
153	59			161	70		
154	59			162	70		
155	59			163	70		
156	60			164	71		
157	60			165	72		
158	60			166	72		
159	60			167	72		
160	60			168	72		
161	60			169	72		
162	60			170	72		
163	60			171	73		
164	60			172	74		
165	60			173	74		
166	60			174	74		
167	60			175	75		
168	60			176	75		
169	61			177	75		
170	61			178	76		
171	61			179	76		
172	61			180	76		
				181	77		
				182	77		
				183	77		
				184	77		
				185	77		
				186	77		
				187	77		
				188	78		
				189	78		
				190	78		

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	21	1
52	32	40	22	1
53	33	41	22	1
54	33	41	22	1
55	33	42	23	1
56	34	42	23	1
57	34	43	23	1
58	34	43	24	2
59	35	44	24	3
60	35	44	24	4
61	35	45	25	5
62	36	46	25	6
63	36	47	26	7
64	36	48	26	8
65	37	49	27	9
66	37	50	27	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11
70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	31	13
74	41	57	31	13
75	42	58	32	14
76	42	58	32	14
77	43	59	33	15
78	43	59	33	
79	44	60	33	
80	44	60	34	
81	45	61	34	
82	45	61	34	
83	46	62	35	
84	46	62	35	
85	47	63	35	
86	47	63	36	
87	48	64	36	
88	48	64	36	
89	49	65	37	
90	49	65		
91	49	66		
92	49	66		
93	50	67		
94	50	67		
95	50	68		
96	50	68		
97	51	69		
98	51	69		
99	51	70		
100	51	70		
101	52	71		
102	52	71		
103	52	72		
104	52	72		
105	53	73		
106	53			
107	53			
108	53			
109	54			
110	54			
111	54			
112	54			
113	55			
114	55			

115	55
116	55
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

へ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	80
155	80
156	80
157	81
158	81
159	81
160	81
161	81
162	81
163	82
164	82
165	82
166	82
167	82
168	82
169	82
170	82

ト 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	89	
91	90	
92	90	
93	91	
94	91	
95	92	
96	92	
97	93	
98	93	
99	94	
100	94	
101	95	
102	95	

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

子 専門技術職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	2	10
19	1	3	11
20	1	4	12
21	1	5	13
22	1	6	14
23	1	7	15
24	1	8	16
25	1	9	17
26	1	10	18
27	1	11	19
28	1	12	20
29	1	13	21
30	1	14	22
31	1	15	23
32	1	16	24
33	1	17	25
34	1	18	26
35	1	19	27
36	1	20	28
37	1	21	29
38	1	22	30
39	1	23	31
40	1	24	32
41	1	25	33
42	1	26	34
43	1	27	35
44	1	28	36
45	1	29	37
46	1	30	38
47	1	31	39
48	1	32	40
49	1	33	41
50	2	34	42
51	3	35	43
52	4	36	44
53	5	37	45
54	6	38	46
55	7	39	47
56	8	40	48
57	9	41	49
58	10	42	50
59	11	43	51
60	12	44	52
61	13	45	53
62	14	45	54
63	15	45	55
64	16	46	56
65	17	46	57
66	18	46	58
67	19	47	59
68	20	47	60
69	21	47	61
70	22	48	62
71	23	48	63
72	24	48	64
73	25	49	65
74	26	49	66
75	27	49	67
76	28	50	68
77	29	50	69
78	30	50	69
79	31	51	70
80	32	51	71
81	33	51	72
82	34	52	72
83	35	52	73
84	36	52	74
85	37	53	75
86	38	53	76
87	39	53	77
88	40	53	78
89	41	54	79
90	41	54	80
91	42	54	81
92	42	54	82
93	43	55	83
94	43	55	
95	44	55	
96	44	55	
97	45	56	
98	45	56	
99	46	56	
100	46	56	
101	47	57	
102	47	57	
103	48	58	
104	48	58	
105	49	59	
106	49	59	
107	49	60	
108	49	60	
109	50	61	
110	50	61	

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

別表第12 基本給表別職員層区分表（第15条第3項関係）

区分	初任層	中間層	管理職層
医療職基本給表（一）	-	（中間層）	-
医療職基本給表（二）	1級	2級～5級	6級、7級
医療職基本給表（三）	1級、2級	3級～5級	6級、7級
事務職基本給表	1級	2級～5級	6級～9級
技能職基本給表	1級	2級～4級	-
教育職基本給表	1級	2級、3級	4級、5級
研究職基本給表	-	（中間層）	-
福祉職基本給表	1級	2級、3級	-
療養介助職基本給表	1級、2級	-	-
専門技術職基本給表	1級	2級～4級	-

別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表（第19条第1項第1号関係）

職務の級 号俸	1級		2級		
	基本年俸額		基本年俸額		
	月例 年俸額	業績年俸額	月例 年俸額	業績年俸額	
				1欄	2欄
円	円	円	円	円	
1	4,394,400	1,770,200	5,263,200	2,490,000	2,674,000
2	4,447,200	1,792,600	5,304,000	2,508,000	2,694,000
3	4,498,800	1,810,800	5,343,600	2,526,000	2,714,000
4	4,550,400	1,833,200	5,382,000	2,544,000	2,734,000
5	4,603,200	1,855,600	5,422,800	2,564,000	2,754,000
6	4,656,000	1,877,800	5,460,000	2,582,000	2,772,000
7	4,707,600	1,898,200	5,496,000	2,598,000	2,790,000
8	4,764,000	1,920,400	5,533,200	2,616,000	2,810,000
9	4,816,800	1,940,800	5,569,200	2,634,000	2,828,000
10	4,868,400	1,961,000	5,607,600	2,652,000	2,848,000
11	4,918,800	1,981,400	5,643,600	2,670,000	2,866,000
12	4,974,000	2,003,800	5,679,600	2,686,000	2,886,000
13	5,023,200	2,024,000	5,715,600	2,702,000	2,902,000
14	5,064,000	2,038,200	5,750,400	2,720,000	2,920,000
15	5,103,600	2,056,400	5,786,400	2,736,000	2,938,000
16	5,142,000	2,072,800	5,821,200	2,752,000	2,956,000
17	5,184,000	2,089,000	5,854,800	2,768,000	2,974,000
18	5,224,800	2,105,200	5,890,800	2,784,000	2,990,000
19	5,263,200	2,121,400	5,924,400	2,800,000	3,008,000
20	5,302,800	2,135,600	5,960,400	2,818,000	3,026,000
21	5,341,200	2,151,800	5,994,000	2,836,000	3,044,000
22	5,379,600	2,166,200	6,027,600	2,850,000	3,062,000
23	5,418,000	2,182,400	6,060,000	2,866,000	3,078,000
24	5,456,400	2,198,600	6,093,600	2,882,000	3,094,000
25	5,487,600	2,210,800	6,126,000	2,896,000	3,110,000
26	5,524,800	2,225,000	6,157,200	2,912,000	3,126,000
27	5,560,800	2,239,200	6,188,400	2,926,000	3,142,000
28	5,598,000	2,253,400	6,219,600	2,940,000	3,158,000
29	5,634,000	2,269,600	6,250,800	2,954,000	3,174,000
30	5,670,000	2,285,800	6,282,000	2,970,000	3,190,000
31	5,703,600	2,298,000	6,313,200	2,984,000	3,206,000
32	5,740,800	2,312,200	6,344,400	3,000,000	3,220,000
33	5,772,000	2,326,400	6,370,800	3,012,000	3,236,000
34	5,805,600	2,338,600	6,399,600	3,024,000	3,250,000
35	5,835,600	2,350,800	6,429,600	3,040,000	3,264,000
36	5,870,400	2,365,000	6,458,400	3,054,000	3,280,000
37	5,882,400	2,369,600	6,487,200	3,068,000	3,296,000
38	5,894,400	2,374,200	6,518,400	3,082,000	3,310,000
39	5,906,400	2,378,800	6,548,400	3,096,000	3,324,000
40	5,918,400	2,383,400	6,578,400	3,110,000	3,340,000
41	5,930,400	2,388,000	6,606,000	3,124,000	3,354,000
42	5,964,000	2,402,000	6,634,800	3,136,000	3,370,000
43	5,992,800	2,414,000	6,661,200	3,150,000	3,382,000
44	6,025,200	2,428,000	6,690,000	3,162,000	3,396,000
45	6,054,000	2,440,000	6,715,200	3,174,000	3,410,000
46	6,085,200	2,452,000	6,741,600	3,186,000	3,422,000
47	6,114,000	2,464,000	6,766,800	3,198,000	3,434,000
48	6,144,000	2,476,000	6,794,400	3,212,000	3,450,000
49	6,170,400	2,486,000	6,819,600	3,224,000	3,464,000
50	6,201,600	2,498,000	6,846,000	3,238,000	3,478,000
51	6,230,400	2,510,000	6,872,400	3,250,000	3,490,000
52	6,261,600	2,522,000	6,898,800	3,262,000	3,504,000

53	6,289,200	2,534,000	6,921,600	3,274,000	3,514,000
54	6,316,800	2,544,000	6,948,000	3,286,000	3,528,000
55	6,340,800	2,554,000	6,972,000	3,298,000	3,540,000
56	6,366,000	2,564,000	6,998,400	3,308,000	3,554,000
57	6,391,200	2,574,000	7,020,000	3,320,000	3,564,000
58	6,416,400	2,584,000	7,046,400	3,332,000	3,578,000
59	6,442,800	2,594,000	7,070,400	3,342,000	3,590,000
60	6,468,000	2,604,000	7,095,600	3,354,000	3,602,000
61	6,494,400	2,614,000	7,120,800	3,366,000	3,614,000
62	6,518,400	2,624,000	7,144,800	3,378,000	3,628,000
63	6,543,600	2,636,000	7,166,400	3,388,000	3,640,000
64	6,570,000	2,646,000	7,189,200	3,398,000	3,652,000
65	6,595,200	2,658,000	7,212,000	3,410,000	3,662,000
66	6,616,800	2,666,000	7,232,400	3,418,000	3,672,000
67	6,636,000	2,674,000	7,251,600	3,428,000	3,684,000
68	6,656,400	2,682,000	7,272,000	3,438,000	3,694,000
69	6,673,200	2,688,000	7,291,200	3,448,000	3,702,000
70	6,693,600	2,696,000	7,306,800	3,454,000	3,710,000
71	6,712,800	2,704,000	7,322,400	3,462,000	3,718,000
72	6,733,200	2,712,000	7,338,000	3,470,000	3,726,000
73	6,750,000	2,718,000	7,353,600	3,478,000	3,734,000
74	6,764,400	2,724,000	7,368,000	3,484,000	3,740,000
75	6,776,400	2,730,000	7,381,200	3,490,000	3,748,000
76	6,789,600	2,734,000	7,396,800	3,498,000	3,754,000
77	6,804,000	2,740,000	7,408,800	3,502,000	3,762,000
78	6,816,000	2,744,000	7,418,400	3,508,000	3,766,000
79	6,830,400	2,750,000	7,428,000	3,512,000	3,770,000
80	6,842,400	2,756,000	7,436,400	3,516,000	3,776,000
81	6,858,000	2,762,000	7,446,000	3,520,000	3,780,000
82	6,871,200	2,768,000	7,454,400	3,524,000	3,786,000
83	6,883,200	2,772,000	7,461,600	3,528,000	3,788,000
84	6,897,600	2,778,000	7,471,200	3,532,000	3,794,000
85	6,912,000	2,784,000	7,479,600	3,536,000	3,798,000
86	6,922,800	2,788,000	7,486,800	3,540,000	3,802,000
87	6,936,000	2,794,000	7,490,400	3,543,000	3,805,000
88	6,948,000	2,798,000	7,497,600	3,544,000	3,806,000
89	6,960,000	2,802,000	7,504,800	3,548,000	3,810,000
90	6,972,000	2,808,000	7,512,000	3,552,000	3,814,000
91	6,986,400	2,812,000	7,519,200	3,554,000	3,816,000
92	6,996,000	2,816,000	7,526,400	3,558,000	3,820,000
93	7,008,000	2,822,000	7,533,600	3,560,000	3,824,000
94	7,016,400	2,826,000	7,540,800	3,564,000	3,828,000
95	7,024,800	2,828,000	7,548,000	3,568,000	3,832,000
96	7,034,400	2,834,000	7,554,000	3,570,000	3,834,000
97	7,042,800	2,838,000	7,561,200	3,574,000	3,838,000
98	7,050,000	2,840,000	7,564,800	3,576,000	3,842,000
99	7,057,200	2,844,000	7,568,400	3,578,000	3,844,000
100	7,064,400	2,846,000	7,572,000	3,580,000	3,846,000
101	7,071,600	2,848,000	7,575,600	3,582,000	3,848,000
102	7,077,600	2,852,000	7,579,200	3,584,000	3,850,000
103	7,083,600	2,854,000	7,582,800	3,587,000	3,852,000
104	7,089,600	2,856,000	7,586,400	3,586,000	3,853,000
105	7,095,600	2,858,000	7,590,000	3,588,000	3,854,000
106	7,102,800	2,862,000	7,594,800	3,590,000	3,856,000
107	7,108,800	2,864,000	7,598,400	3,592,000	3,858,000
108	7,116,000	2,868,000	7,602,000	3,594,000	3,860,000
109	7,122,000	2,870,000	7,605,600	3,596,000	3,862,000
110	7,128,000	2,872,000	7,609,200	3,599,000	3,864,000
111	7,134,000	2,874,000	7,612,800	3,598,000	3,866,000
112	7,140,000	2,876,000	7,616,400	3,600,000	3,868,000
113	7,146,000	2,880,000	7,620,000	3,602,000	3,870,000
114	7,149,600	2,881,000	7,623,600	3,604,000	3,872,000
115	7,153,200	2,882,000	7,627,200	3,606,000	3,874,000
116	7,156,800	2,884,000	7,630,800	3,608,000	3,875,000
117	7,159,200	2,885,000	7,634,400	3,611,000	3,876,000

118	7,162,800	2,886,000	7,639,200	3,610,000	3,878,000
119	7,165,200	2,887,000	7,642,800	3,612,000	3,882,000
120	7,168,800	2,888,000	7,646,400	3,614,000	3,884,000
121	7,171,200	2,889,000	7,650,000	3,616,000	3,886,000
122	7,174,800	2,890,000	7,653,600	3,618,000	3,887,000
123	7,177,200	2,892,000	7,657,200	3,620,000	3,888,000
124	7,180,800	2,893,000	7,660,800	3,623,000	3,890,000
125	7,183,200	2,894,000	7,664,400	3,622,000	3,892,000
126	7,186,800	2,896,000	7,668,000	3,624,000	3,894,000
127	7,189,200	2,897,000	7,671,600	3,626,000	3,896,000
128	7,192,800	2,898,000			
129	7,195,200	2,899,000			
130	7,198,800	2,900,000			
131	7,201,200	2,902,000			
132	7,204,800	2,903,000			
133	7,207,200	2,904,000			
134	7,210,800	2,905,000			
135	7,213,200	2,906,000			
136	7,216,800	2,908,000			
137	7,219,200	2,909,000			
138	7,222,800	2,910,000			
139	7,226,400	2,911,000			
140	7,230,000	2,912,000			
141	7,232,400	2,914,000			
142	7,236,000	2,915,000			
143	7,238,400	2,916,000			
144	7,242,000	2,917,000			
145	7,244,400	2,918,000			
146	7,248,000	2,920,000			
147	7,250,400	2,921,000			
148	7,254,000	2,922,000			
149	7,256,400	2,923,000			

別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表(第19条第1項第2号関係)

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級	
	基本年俸額		基本年俸額		基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円	円	円	円	円
1	3,432,000	1,321,000	4,759,200	2,250,000	6,406,800	3,251,000
2	3,460,800	1,334,000	4,796,400	2,266,000	6,444,000	3,271,000
3	3,489,600	1,347,000	4,827,600	2,281,000	6,481,200	3,290,000
4	3,518,400	1,356,000	4,861,200	2,298,000	6,520,800	3,309,000
5	3,546,000	1,369,000	4,886,400	2,310,000	6,558,000	3,329,000
6	3,574,800	1,379,000	4,921,200	2,325,000	6,586,800	3,344,000
7	3,598,800	1,386,000	4,953,600	2,341,000	6,618,000	3,358,000
8	3,622,800	1,396,000	4,986,000	2,357,000	6,646,800	3,374,000
9	3,648,000	1,407,000	5,016,000	2,371,000	6,675,600	3,388,000
10	3,681,600	1,419,000	5,049,600	2,386,000	6,696,000	3,399,000
11	3,712,800	1,431,000	5,082,000	2,402,000	6,718,800	3,410,000
12	3,746,400	1,446,000	5,115,600	2,418,000	6,744,000	3,423,000
13	3,771,600	1,456,000	5,149,200	2,433,000	6,764,400	3,433,000
14	3,805,200	1,468,000	5,181,600	2,448,000	6,780,000	3,441,000
15	3,835,200	1,477,000	5,215,200	2,465,000	6,794,400	3,448,000
16	3,868,800	1,492,000	5,247,600	2,480,000	6,806,400	3,455,000
17	4,059,600	1,564,000	5,280,000	2,494,000	6,819,600	3,461,000
18	4,086,000	1,574,000	5,311,200	2,510,000	6,828,000	3,466,000
19	4,112,400	1,584,000	5,341,200	2,524,000	6,835,200	3,470,000
20	4,136,400	1,594,000	5,372,400	2,539,000	6,842,400	3,474,000
21	4,158,000	1,602,000	5,404,800	2,554,000	6,850,800	3,478,000
22	4,185,600	1,612,000	5,436,000	2,569,000	6,856,200	3,480,000
23	4,210,800	1,623,000	5,467,200	2,584,000	6,861,600	3,482,000
24	4,234,800	1,633,000	5,497,200	2,598,000	6,864,600	3,484,000
25	4,255,200	1,642,000	5,526,000	2,611,000	6,870,000	3,487,000
26	4,279,200	1,652,000	5,553,600	2,624,000	6,873,000	3,489,000
27	4,306,800	1,659,000	5,583,600	2,639,000	6,878,400	3,491,000
28	4,329,600	1,670,000	5,613,600	2,654,000	6,881,400	3,493,000
29	4,353,600	1,677,000	5,646,000	2,668,000	6,886,800	3,495,000
30	4,376,400	1,688,000	5,676,000	2,682,000		
31	4,398,000	1,696,000	5,706,000	2,696,000		
32	4,423,200	1,703,000	5,736,000	2,711,000		
33	4,443,600	1,711,000	5,766,000	2,725,000		
34	4,466,400	1,722,000	5,794,800	2,738,000		
35	4,486,800	1,730,000	5,823,600	2,752,000		
36	4,510,800	1,741,000	5,853,600	2,767,000		
37	4,528,800	1,746,000	5,884,800	2,781,000		
38	4,555,200	1,757,000	5,914,800	2,795,000		
39	4,575,600	1,765,000	5,943,600	2,809,000		
40	4,598,400	1,772,000	5,973,600	2,823,000		
41	4,615,200	1,778,000	6,003,600	2,837,000		
42	4,635,600	1,786,000	6,030,000	2,849,000		
43	4,660,800	1,797,000	6,056,400	2,862,000		
44	4,683,600	1,804,000	6,082,800	2,875,000		
45	4,704,000	1,812,000	6,103,200	2,885,000		
46	4,726,800	1,820,000	6,123,600	2,893,000		
47	4,749,600	1,831,000	6,142,800	2,902,000		
48	4,772,400	1,842,000	6,160,800	2,912,000		
49	4,794,000	1,847,000	6,181,200	2,921,000		
50	4,815,600	1,858,000	6,198,000	2,929,000		
51	4,834,800	1,863,000	6,214,800	2,937,000		
52	4,856,400	1,871,000	6,232,800	2,946,000		

53	4,870,800	1,877,000	6,248,400	2,952,000		
54	4,888,800	1,886,000	6,262,800	2,960,000		
55	4,908,000	1,892,000	6,277,200	2,967,000		
56	4,924,800	1,897,000	6,291,600	2,973,000		
57	4,941,600	1,903,000	6,302,400	2,978,000		
58	4,957,200	1,909,000	6,314,400	2,984,000		
59	4,975,200	1,918,000	6,326,400	2,990,000		
60	4,994,400	1,923,000	6,338,400	2,995,000		
61	5,011,200	1,932,000	6,351,600	3,002,000		
62	5,028,000	1,935,000	6,362,400	3,007,000		
63	5,047,200	1,947,000	6,373,200	3,012,000		
64	5,066,400	1,952,000	6,381,600	3,016,000		
65	5,082,000	1,958,000	6,391,200	3,020,000		
66	5,098,800	1,967,000	6,400,800	3,025,000		
67	5,116,800	1,972,000	6,410,400	3,029,000		
68	5,133,600	1,978,000	6,420,000	3,034,000		
69	5,152,800	1,987,000	6,428,400	3,038,000		
70	5,169,600	1,993,000	6,438,000	3,042,000		
71	5,186,400	1,998,000	6,447,600	3,047,000		
72	5,203,200	2,004,000	6,457,200	3,051,000		
73	5,216,400	2,011,000	6,465,600	3,055,000		
74	5,232,000	2,017,000	6,471,000	3,057,000		
75	5,248,800	2,022,000	6,474,000	3,059,000		
76	5,266,800	2,028,000	6,479,400	3,062,000		
77	5,276,400	2,033,000	6,482,400	3,064,000		
78	5,287,200	2,037,000	6,487,800	3,066,000		
79	5,299,200	2,040,000	6,493,200	3,068,000		
80	5,310,000	2,048,000	6,496,200	3,070,000		
81	5,320,800	2,052,000	6,501,600	3,072,000		
82	5,330,400	2,056,000	6,504,600	3,074,000		
83	5,337,600	2,057,000	6,510,000	3,076,000		
84	5,347,200	2,061,000	6,513,000	3,078,000		
85	5,352,000	2,064,000	6,518,400	3,080,000		
86	5,359,200	2,065,000	6,521,400	3,082,000		
87	5,365,200	2,067,000	6,526,800	3,084,000		
88	5,371,200	2,072,000	6,529,800	3,086,000		
89	5,377,200	2,074,000	6,535,200	3,088,000		
90	5,381,400	2,075,000	6,538,200	3,090,000		
91	5,383,200	2,076,000				
92	5,387,400	2,078,000				
93	5,391,600	2,079,000				
94	5,393,400	2,080,000				
95	5,397,600	2,081,000				
96	5,399,400	2,082,000				
97	5,403,600	2,083,000				
98	5,405,400	2,084,000				
99	5,409,600	2,086,000				
100	5,411,400	2,087,000				
101	5,415,600	2,088,000				
102	5,417,400	2,089,000				
103	5,421,600	2,090,000				
104	5,423,400	2,091,000				
105	5,427,600	2,092,000				
106	5,429,400	2,094,000				
107	5,433,600	2,095,000				
108	5,435,400	2,096,000				
再任用職員	3,990,000	807,000	4,707,000	1,165,000		

別表第15 任期付職員基本年俸表(第19条第1項第3号関係)

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円
1	4,579,200	1,324,000
2	5,167,200	1,493,000
3	5,779,200	1,746,000
4	6,525,600	1,973,000
5	7,442,400	2,638,000
6	8,642,400	3,291,000
7	9,316,800	3,548,000
8	10,012,800	3,815,000
9	10,956,000	4,172,000
10	11,812,800	4,500,000
11	12,669,600	4,824,000
12	13,550,400	5,159,000
13	14,383,200	5,477,000

別表第16 院長等基本年俸表(第19条第1項第4号關係)

号俸	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	8,642,400	3,162,000
2	9,316,800	3,409,000
3	10,012,800	3,663,000
4	10,956,000	4,009,000

別表第16-2 特別研究員基本年俸表(第19条第1項第4号關係)

号俸	基本年俸額
	月 例 年俸額
1	円 4,182,000
2	4,968,000

別表第17 基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

イ 副院長・部長・医長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1級		医長又は室長の職務
2級	1欄	部長の職務
	2欄	副院長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。		
2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		
3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）		

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1級		室長又は主任研究員の職務
2級		部長の職務
3級		副所長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。		
2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		

別表第18 基本年俸表昇格等対応号俸表(第21条第1項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

2級昇格の場合			
昇格前の号俸	昇格後の号俸		
17	1	130	73
18	2	131	73
19	3	132	73
20	4	133	73
21	5	134	73
22	6	135	74
23	7	136	74
24	8	137	74
25	9	138	74
26	10	139	74
27	11	140	74
28	12	141	75
29	13	142	75
30	14	143	75
31	15	144	75
32	16	145	75
33	17	146	75
34	18	147	76
35	19	148	76
36	20	149	76
37	21		
38	22		
39	23		
40	24		
41	25		
42	26		
43	27		
44	28		
45	29		
46	30		
47	31		
48	32		
49	33		
50	34		
51	35		
52	36		
53	37		
54	38		
55	39		
56	40		
57	41		
58	42		
59	43		
60	44		
61	45		
62	46		
63	47		
64	48		
65	49		
66	50		
67	51		
68	52		
69	53		
70	53		
71	54		
72	54		
73	55		
74	55		
75	56		
76	56		
77	57		
78	58		
79	59		
80	60		
81	61		
82	61		
83	61		
84	61		
85	62		
86	62		
87	62		
88	62		
89	63		
90	63		
91	63		
92	63		
93	64		
94	64		
95	64		
96	64		
97	65		
98	65		
99	65		
100	66		
101	66		
102	66		
103	67		
104	67		
105	67		
106	68		
107	68		
108	68		
109	69		
110	69		
111	69		
112	69		
113	69		
114	70		
115	70		
116	70		
117	70		
118	70		
119	71		
120	71		
121	71		
122	71		
123	71		
124	72		
125	72		
126	72		
127	72		
128	72		
129	73		

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表

昇格前の号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
37	1	1
38	2	1
39	3	1
40	4	1
41	5	1
42	6	1
43	7	1
44	8	1
45	9	1
46	10	1
47	11	1
48	12	1
49	13	1
50	14	1
51	15	1
52	16	1
53	17	1
54	17	2
55	18	3
56	18	4
57	19	5
58	19	6
59	20	7
60	20	8
61	21	9
62	21	9
63	22	10
64	22	10
65	23	11
66	23	11
67	24	12
68	24	12
69	25	13
70	25	13
71	26	14
72	26	14
73	27	15
74	27	15
75	28	15
76	28	16
77	29	16
78	29	16
79	29	17
80	30	17
81	30	17
82	30	18
83	31	18
84	31	18
85	31	19
86	32	19
87	32	19
88	32	20
89	33	20
90	33	20
91	33	
92	33	
93	33	
94	34	
95	34	
96	34	
97	34	
98	34	
99	35	
100	35	
101	35	
102	35	
103	35	
104	36	
105	36	
106	36	
107	36	
108	36	

ハ 医療職基本給表(一)から副院長・部長・医長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸 医療職基本 給表(一) 号俸	昇任後の号俸 基本年俸表 1級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	57
87	57
88	58
89	58
90	58
91	59
92	59
93	59
94	60
95	60
96	60
97	61
98	61
99	61
100	61
101	62
102	62
103	62
104	62
105	63
106	63
107	63
108	63
109	64
110	64
111	64
112	64

113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66
119	66
120	66
121	67
122	67
123	67
124	67
125	68
126	68
127	68
128	68
129	69
130	69
131	69
132	69
133	69
134	70
135	70
136	70
137	70
138	70
139	70
140	70
141	71
142	71
143	71
144	71
145	71
146	71
147	71
148	71
149	72
150	72
151	72
152	72
153	72
154	72
155	72
156	72
157	73
158	73
159	73
160	73

ニ 研究職基本給表から副所長・部長・室長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸 医療職基本 給表(一) 号俸	昇任後の号俸 基本年俸表 1級
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	17
51	18
52	18
53	19
54	19
55	20
56	20
57	21
58	21
59	22
60	22
61	23
62	23
63	24
64	24
65	25
66	25
67	26
68	26
69	27
70	27
71	28
72	28
73	29
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	33
84	34
85	34
86	34
87	35
88	35
89	35
90	36
91	36
92	36
93	37
94	37
95	37
96	38
97	38
98	38
99	39
100	39
101	39
102	40
103	40
104	40
105	41
106	41
107	41
108	42
109	42
110	42
111	43
112	43
113	43
114	44
115	44
116	44
117	45
118	45
119	46
120	46
121	47

備考

- 1 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 2 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

別表第19 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支給事業場	支給区分	支給割合
国立循環器病研究センター	4級地	100分の12

別表第20 役職手当適用区分表(第60条第2項関係)

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月 額	
				再任用職員以外	再任用職員
副院長・部長・医長 基本年俸表	副院長 センター長	一 種	2級以下	148,100	—
	部長	二 種	2 級	118,500	—
	医室長	三 種	1 級	96,700	—
副所長・部長・室長 基本年俸表	副所長 センター長	一 種	3級以下	139,700	—
	部長	二 種	2級以下	103,400	98,300
	室長	三 種	1 級	78,400	58,300
	主任研究員	四 種	1 級	60,900	43,300
医療職基本給表(二)	薬剤部長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5級以下	72,700	57,600
	二 種	(総長が別に定める場合に限る。)	7 級	96,800	87,300
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4級以下	58,900	43,100
医療職基本給表(三)	看護部長	三 種	6級以下	75,800	58,200
		二 種	7級以下	88,300	75,800
	(総長が別に定める場合に限る。)				
	副看護部長 看護師長	四 種 五 種	5級以下 4級以下	59,200 44,800	44,200 34,700
事務職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	9 級	139,300	133,600
	部長 事務長	二 種	7 級	94,000	79,800
			6級以下	88,500	69,800
	一 種	(総長が別に定める場合に限る。)	8級以下	130,300	112,900
	課長 室長	四 種	5 級	62,300	48,200
			4級以下	59,500	44,300
	三 種	(総長が別に定める場合に限る。)	5級以下	72,700	56,200
専門職	四 種	4 級	59,500	44,300	
		3級以下	55,500	41,900	
教育職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600	136,900
	学部長	二 種	4級以下	106,900	81,800
	教授	三 種	4級以下	93,500	71,600
	准教授	四 種	3級以下	59,200	48,200
専門技術職基本給表	室長	四 種	4級以下	59,500	44,300
	専門職	四 種	4 級	59,500	44,300
			3級以下	55,500	41,900

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に総長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、総長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第21 特殊業務手当支給区分表（第67条第1項及び第2項関係）

種別	月額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	35,400円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	17,700円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	16,000円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	5,200円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	20,800円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	10,400円
18 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 21 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	20,800円
22 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	10,400円

23	集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
24	重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	20,800円
25	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	
26	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
27	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
28	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	
29	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
30	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
31	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	
32	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円
33	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
34	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36	手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
37	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
38	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
39	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
40	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
41	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
42	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
43	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
44	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
45	筋ジス病棟に勤務する看護助手	
46	せき損病棟に勤務する看護助手	
47	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
48	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
49	精神病棟に勤務する看護助手	
50	集中治療病棟に勤務する看護助手	
51	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
52	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	

53 結核病棟に勤務する保清員	9,400円
54 精神病棟に勤務する保清員	
55 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
56 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
57 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
58 研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	10,000円
59 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
60 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
61 重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	30,200円
62 筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	
63 神経・筋病棟等に勤務する保育士	
64 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
65 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
66 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	25,000円
67 筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
68 せき損病棟に勤務する療養介助員	
69 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
70 結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
71 精神病棟に勤務する療養介助員	
備考	
1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。	
2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。	
3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。	
4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。	
5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。	
6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。	
7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間に	

わたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成 20 年厚生労働省告示第 62 号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。

- 8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。
- 9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成 22 年 4 月 1 日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。
- 11 理学療法士には、平成 22 年 4 月 1 日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。(平成 22 年 3 月 31 日現在、医療社会事業専門員である者を含む。)
- 21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了(旧ホームヘルパー 2 級)の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務(以下「身体介助等の業務」という。)を行う職員をいう。(介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成等を行う「療養介助専門員」を含む。)

別表第22 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第84条第2項関係）

支給事業場	支給種別区分
国立循環器病研究センター	三種

別表第23 医師手当(定額部分)月額表(第84条第3項関係)

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円
1	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
2	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
3	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
4	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
5	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
6	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
7	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
8	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
9	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
10	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
11	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
12	319,300	266,700	209,600	193,600	48,400
13	319,300	266,700	209,600	186,400	46,600
14	319,300	266,700	209,600	179,200	44,800
15	319,300	266,700	209,600	172,000	43,000
16	319,300	266,700	209,600	164,800	41,200
17	319,300	266,700	209,600	157,600	39,400
18	319,300	266,700	209,600	150,400	37,600
19	319,300	266,700	209,600	143,200	35,800
20	319,300	266,700	209,600	137,600	34,400
21	319,300	266,700	209,600	132,000	33,000
22	315,300	263,400	207,000	126,400	31,600
23	311,300	260,100	204,400	120,800	30,200
24	307,300	256,800	201,800	115,200	28,800
25	303,300	253,500	199,200	109,600	27,400
26	299,300	250,200	196,600	104,000	26,000
27	288,600	242,200	190,300	101,600	25,400
28	277,800	233,900	184,200	99,200	24,800
29	267,300	226,200	177,900	95,600	23,900
30	256,600	218,000	171,900	92,800	23,200
31	245,900	210,100	165,700	90,400	22,600
32	231,500	198,200	157,200	88,000	22,000
33	217,300	186,900	148,600	85,600	21,400
34	203,100	175,300	140,000	82,800	20,700
35	188,700	163,500	131,500	81,600	20,400
36	173,000	151,200	122,200	80,000	20,000
37	157,300	138,700	113,100	77,200	19,300
38	141,800	126,500	103,700	74,000	18,500
39	116,300	106,300	90,300	70,400	17,600
40	92,500	87,500	77,500	67,600	16,900
41	84,000	79,000	69,000		
42	75,500	70,500	60,500		
43	67,000	62,000			
44	58,500	53,500			
45	50,000				

別表第24 各年度における扶養手当の手当額(第32条第2項関係)

(単位:円)

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	事務職基本給表6級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	事務職基本給表7級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	事務職基本給表8級以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	事務職基本給表6級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	事務職基本給表7級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	事務職基本給表8級以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注)1 「事務職基本給表6級以下」、「事務職基本給表7級」及び「事務職基本給表8級以上」には、これらに相当する職務の級を含む。

※1 事務職基本給表8級以上には以下の者を含む

- ・副院長・部長・医長基本年俸表 2級
- ・副所長・部長・室長基本年俸表 3級

※2 事務職基本給表7級には以下の者を含む

- ・副所長・部長・室長基本年俸表 2級
- ・医療職基本給表(二) 7級

(参考)

事務職基本給表7級以上には以下の者を含む

- ・副院長・部長・医長基本年俸表 2級
- ・副所長・部長・室長基本年俸表 2級以上
- ・医療職基本給表(二) 7級

人事院規則9-80第1条の2、第2条の2、附則第3条(平成28年11月24日人事院規則9-80-5)に定める級に対応するNC給与規程の号俸の切替表

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	1級	医療職基本給表（一）	（職務の級なし）
	2級		
医療職俸給表（二）	1級	医療職基本給表（二）	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		4級
	5級		5級
	6級		6級
	7級		7級
	8級		7級
医療職俸給表（三）	1級	医療職基本給表（三）	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		4級
	5級		5級
	6級		6級
	7級		7級
行政職俸給表（一）	1級	事務職基本給表	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		4級
	5級		5級
	6級		6級
	7級		6級
	8級		7級
	9級		8級
	10級		9級
行政職俸給表（二）	1級	技能職基本給表	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		4級
	5級		4級
教育職俸給表（一）	1級	教育職基本給表	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		4級
	5級		5級
研究職俸給表	2級	研究職基本給表	（職務の級なし）
福祉職俸給表	1級	福祉職基本給表	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		3級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	号俸	
1		1	69
2		2	70
3		3	71
4		4	72
5		5	73
6		6	74
7		7	75
8		8	76
9		9	77
10		10	78
11		11	79
12		12	80
13		13	81
14		14	82
15		15	83
16		16	84
17		17	85
18		18	86
19		19	87
20		20	88
21		21	89
22		22	90
23		23	91
24		24	92
25	1	25	93
26	2	26	94
27	3	27	95
28	4	28	96
29	5	29	97
30	6	30	122
31	7	31	123
32	8	32	124
33	9	33	125
34	10	34	126
35	11	35	127
36	12	36	128
37	13	37	129
38	14	38	130
39	15	39	131
40	16	40	132
41	17	41	133
42	18	42	
43	19	43	
44	20	44	
45	21	45	
46	22	46	
47	23	47	
48	24	48	
49	25	49	
50	26	50	
51	27	51	
52	28	52	
53	29	53	
54			
55			
56	30	54	
57			
58			
59	31	55	
60			
61			
62	32	56	
63			
64			
65	33	57	
	34	58	
	35	59	
	36	60	
	37	61	
	38	62	
	39	63	
	40	64	
	41	65	
	42	66	
	43	67	
	44	68	
	45	69	
	46	70	
	47	71	
	48	72	
	49	73	
	50	74	
	51	75	
	52	76	
	53	77	
	54	78	
	55	79	
	56	80	
	57	81	
	58	82	
	59	83	
	60	84	
	61	85	
	62	86	
	63	87	
	64	88	
	65	89	
	66	90	
	67	91	
	68	92	

備考

- 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日における号俸である。
- 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

ロ 医療職基本給表 (二)

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級	
1		1	65
2		2	66
3		3	67
4		4	68
5		5	69
6		6	70
7		7	71
8		8	72
9		9	73
10		10	74
11		11	75
12		12	76
13		13	77
14		14	78
15		15	79
16		16	80
17		17	81
18		18	82
19		19	83
20		20	84
21	1	21	85
22	2	22	86
23	3	23	87
24	4	24	88
25	5	25	89
26	6	26	90
27	7	27	91
28	8	28	92
29	9	29	93
30	10	30	94
31	11	31	95
32	12	32	96
33	13	33	97
34	14	34	98
35	15	35	99
36	16	36	100
37	17	37	101
38	18	38	102
39	19	39	103
40	20	40	104
41	21	41	105
42	22	42	126
43	23	43	127
44	24	44	128
45	25	45	129
46	26	46	130
47	27	47	131
48	28	48	132
49	29	49	133
50		50	134
51	30	51	135
52		52	136
53	31	53	137
54		54	138
55	32	55	139
56		56	140
57	33	57	141
58	34	58	142
59	35	59	143
60	36	60	144
61	37	61	145
62		62	146
63	38	63	147
64		64	148
65	39	65	149
66		66	150
67	40	67	151
68		68	152
69	41	69	153
70		70	
71		71	
72	42	72	
73		73	
74		74	
75	43	75	
76		76	
77		77	
78	44	78	
79		79	
80		80	
81	45	81	
82		82	
83	46	83	
84		84	
85	47	85	
	48	86	
	49	87	
	50	88	
	51	89	
	52	90	
	53	91	
	54	92	
	55	93	
	56	94	
	57	95	
	58	96	
	59	97	
	60	98	
	61	99	
	62	100	
	63	101	
	64	102	

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級	2級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俸		切替後の号俸	
4級	3級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

ハ 医療職基本給表（三）

切替前の号俸	切替後の号俸		
1級	1級		
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62	154	154
63	63	155	155
64	64	156	156
65	65	157	157
66	66	158	158
67	67	159	159
68	68	160	160
69	69	161	161
70	70	162	162
71	71	163	163
72	72	164	164
73	73	165	165
74	74	166	166
75	75	167	167
76	76	168	168
77	77	169	169
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俸	切替後の号俸		
2級	2級		
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俸	切替後の号俸		
3級	3級		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21	125	125
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

二 事務職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級	
1		1	53
2		2	54
3		3	55
4		4	56
5		5	57
6		6	58
7		7	59
8		8	60
9		9	61
10		10	62
11		11	63
12		12	64
13		13	65
14		14	66
15		15	67
16		16	68
17		17	69
18		18	70
19		19	71
20		20	72
21		21	73
22		22	74
23		23	75
24		24	76
25		25	77
26		26	78
27		27	79
28		28	80
29		29	81
30		30	82
31		31	83
32		32	84
33	1	33	85
34	2	34	86
35	3	35	87
36	4	36	88
37	5	37	89
38	6	38	90
39	7	39	91
40	8	40	92
41	9	41	93
42	10	42	94
43	11	43	95
44	12	44	96
45	13	45	97
46	14	46	98
47	15	47	99
48	16	48	100
49	17	49	101
50	18	50	102
51	19	51	103
52	20	52	104
53	21	53	105
54	22	54	106
55	23	55	107
56	24	56	108
57	25	57	109
58			110
59	26	58	111
60			112
61	27	59	113
62			114
63	28	60	115
64			116
65	29	61	117
66			118
67	30	62	119
68			120
69	31	63	121
70			122
71	32	64	123
72			124
73	33	65	125
74			
75			
76	34	66	
77			
78			
79	35	67	
80			
81			
82	36	68	
83			
84			
85	37	69	
86			
87	38	70	
88			
89	39	71	
90			
91	40	72	
92			
93	41	73	
	42	74	
	43	75	
	44	76	
	45	77	
	46	78	
	47	79	
	48	80	
	49	81	
	50	82	
	51	83	
	52	84	

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級	2級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俸		切替後の号俸	
4級	3級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号俵	切替後の号俵
9級	8級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号俵	切替後の号俵
10級	9級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ホ 技能職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	
1		1	105
2		2	106
3		3	107
4		4	108
5		5	109
6		6	110
7		7	111
8		8	112
9		9	113
10		10	114
11		11	115
12		12	116
13		13	117
14		14	118
15		15	119
16		16	120
17		17	121
18		18	
19		19	
20		20	
21		21	
22		22	
23		23	
24		24	
25		25	
26		26	
27		27	
28		28	
29		29	
30		30	
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
41	1	41	
42	2	42	
43	3	43	
44	4	44	
45	5	45	
46	6	46	
47	7	47	
48	8	48	
49	9	49	
50	10	50	
51	11	51	
52	12	52	
53	13	53	
54	14	54	
55	15	55	
56	16	56	
57	17	57	
58	18	58	
59	19	59	
60	20	60	
61	21	61	
62	22	62	
63	23	63	
64	24	64	
65	25	65	
66	26	66	
67	27	67	
68	28	68	
69	29	69	
70	30	70	
71	31	71	
72	32	72	
73	33	73	
74	34	74	
75	35	75	
76	36	76	
77	37	77	
78	38	78	
79	39	79	
80	40	80	
81	41	81	
82		82	
83	42	82	
84		84	
85	43	83	
86		86	
87	44	84	
88		88	
89	45	85	
90		90	
91	46	86	
92		92	
93	47	87	
94		94	
95	48	88	
96		96	
97	49	89	
98		98	
99	50	90	
100		100	
101	51	91	
102		102	
103	52	92	
104		104	

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
61	101	
62	102	
63	103	
64	104	
65	105	
66	106	
67	107	
68	108	
69	109	
70	110	
71	111	
72	112	
73	113	
74	114	
75	115	
76	116	
77	117	
78	118	
79	119	
80	120	
81	121	
82	122	
83	123	
84	124	
85	125	
86	126	
87	127	
88	128	
89	129	
90	130	
91	131	
92	132	
93	133	
94	134	
95	135	
96	136	
97	137	
98	138	
99	139	
100	140	
101	141	
102	142	
103	143	
104	144	
105	145	
106	146	
107	147	
108	148	
109	149	
110	150	
111	151	
112	152	
113	153	
114	154	
115	155	
116	156	
117	157	
118	158	
119	159	
120	160	
121	161	
122	162	
123	163	
124	164	
125	165	
126	166	
127	167	
128	168	
129	169	
130	170	
131	171	
132	172	
133	173	
134	174	
135	175	
136	176	
137	177	

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級	2級		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21	125	125
22	22	126	126
23	23	127	127
24	24	128	128
25	25	129	129
26	26	130	130
27	27	131	131
28	28	132	132
29	29	133	133
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

へ 教育職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俸	切替後の号俸
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俸	切替後の号俸
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俸	切替後の号俸
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俸	切替後の号俸
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ト 研究職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸		
2級	号俸		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

チ 福祉職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級	
1		1	111
2		2	112
3		3	113
4		4	114
5		5	115
6		6	116
7		7	117
8		8	118
9		9	119
10		10	120
11		11	121
12		12	122
13		13	123
14		14	124
15		15	125
16		16	126
17		17	127
18		18	128
19		19	129
20		20	130
21		21	131
22		22	132
23		23	133
24		24	134
25		25	135
26		26	136
27		27	137
28		28	138
29		29	139
30		30	140
31		31	141
32		32	142
33	1	33	143
34	2	34	144
35	3	35	145
36	4	36	146
37	5	37	147
38	6	38	148
39	7	39	149
40	8	40	150
41	9	41	151
42	10	42	152
43	11	43	153
44	12	44	
45	13	45	
46	14	46	
47	15	47	
48	16	48	
49	17	49	
50	18	50	
51	19	51	
52	20	52	
53	21	53	
54	22	54	
55	23	55	
56	24	56	
57	25	57	
58			
59	26	58	
60			
61	27	59	
62			
63	28	60	
64			
65	29	61	
66	30	62	
67	31	63	
68	32	64	
69	33	65	
70			
71	34	66	
72			
73	35	67	
74			
75	36	68	
76			
77	37	69	
78	38	70	
79	39	71	
80	40	72	
81	41	73	
82			
83	42	74	
84			
85	43	75	
86			
87	44	76	
88			
89	45	77	
90			
91	46	78	
92			
93	47	79	
94			
95	48	80	
96			
97	49	81	
98			
99	50	82	
100			
101	51	83	
102			
103	52	84	
104			
105	53	85	
106			
107			
108	54	86	
109			
110			

55	87
56	88
57	89
58	90
59	91
60	92
61	93
62	94
63	95
64	96
65	97
66	98
67	99
68	100
69	101
70	102
71	103
72	104
73	105
74	106
75	107
76	108
77	109
78	110
79	111
80	112
81	113
82	114
83	115
84	116
85	117
86	118
87	119
88	120
89	121
90	122
91	123
92	124
93	125
94	126
95	127
96	128
97	129
98	130
99	131
100	132
101	133
102	134
103	135
104	136
105	137
106	138
107	139
108	140
109	141
110	142
111	143
112	144
113	145
114	146
115	147
116	148
117	149
118	150
119	151
120	152
121	153

切替前の号俸	切替後の号俸
3級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俸	切替後の号俸
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

附則別表第3 基本年俸表の職務の級の切替表（附則第3条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	3級	副院長・部長・医長 基本年俸表	1級
	4級		2級
	5級		
研究職俸給表	3級	副所長・部長・室長 基本年俸表	1級
	4級		2級
	5級		
	6級		

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）3級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第4 基本年俸表の号俸の切替表(附則第3条第2項及び第3項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸	切替前の号俸		切替後の号俸
医療職 俸給表(一) 3級	1級	医療職 俸給表(一) 4級	医療職 俸給表(一) 5級	2級
1	17	1		25
2	18	2		26
3	19	3		27
4	20	4		28
5	21	5		29
6	22	6		30
7	23	7		31
8	24	8		32
9	25	9		33
10	26	10		34
11	27	11		35
12	28	12		36
13	29	13		37
14	30	14		38
15	31	15		39
16	32	16		40
17	33	17		41
18	34	18		42
19	35	19		43
20	36	20		44
21	37	21		45
22	38	22		46
23	39	23		47
24	40	24		48
25	41	25		49
26	42	26		50
27	43	27		51
28	44	28		52
29	45	29		53
30	46	30		54
31	47	31		55
32	48	32		56
33	49	33		57
34	50	34		58
35	51	35		59
36	52	36		60
37	53	37		61
38	54	38		62
39	55	39		63
40	56	40		64
41	57	41		65
42	58	42		66
43	59	43		67
44	60	44		68
45	61	45	1	69
46	62	46	2	70
47	63	47	3	71
48	64	48	4	72
49	65	49	5	73
50	66	50	6	74
51	67	51	7	75
52	68	52	8	76
53	69	53	9	77
54	70	54	10	78
55	71	55	11	79
56	72	56	12	80
57	73	57	13	81
58	74	58	14	82
59	75	59	15	83
60	76	60	16	84
61	77	61	17	85
62	78	62	18	86
63	79	63	19	87
64	80	64	20	88
65	81	65	21	89
66	82			
67	83			
68	84			
69	85			
70	86			
71	87			
72	88			
73	89			
74	90			
75	91			
76	92			
77	93			
78	94			
79	95			
80	96			
81	97			
82	98			
83	99			
84	100			
85	101			
86	102			
87	103			
88	104			
89	105			

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日の号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸		
研究職 俸給表 3級	研究職 俸給表 4級	1級		
1		1	52	68
2		2	53	69
3		3	54	70
4		4	55	71
5		5	56	72
6		6	57	73
7		7	58	74
8		8	59	75
9		9	60	76
10		10	61	77
11		11	62	78
12		12	63	79
13		13	64	80
14		14	65	81
15		15	66	82
16		16	67	83
17	1	17	68	84
18	2	18	69	85
19	3	19	70	86
20	4	20	71	87
21	5	21	72	88
22	6	22	73	89
23	7	23		
24	8	24		
25	9	25		
26	10	26		
27	11	27		
28	12	28		
29	13	29		
30	14	30		
31	15	31		
32	16	32		
33	17	33		
34	18	34		
35	19	35		
36	20	36		
37	21	37		
38	22	38		
39	23	39		
40	24	40		
41	25	41		
42	26	42		
43	27	43		
44	28	44		
45	29	45		
46	30	46		
47				
48	31	47		
49				
50	32	48		
51				
52	33	49		
53				
54	34	50		
55	35	51		
56	36	52		
57	37	53		
58	38	54		
59				
60	39	55		
61				
62	40	56		
63				
64	41	57		
65				
66				
67	42	58		
68				
69				
70	43	59		
71				
72				
73	44	60		
74				
75				
76	45	61		
77				
78	46	62		
79				
80	47	63		
81				
82	48	64		
83				
84	49	65		
85				
86	50	66		
87				
88	51	67		
89				

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 5級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 6級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ハ 任期付職員基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
第1号任期付 研究員俸給表	特定任期付 職員俸給表	号俸
号俸	号俸	
	1	1
1	2	2
2	3	3
3	4	4
4	5	5
5	6	6
6		7
	7	8
上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	9
		10
		11
		12
		13

二 院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給表	号俸
号俸	
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表の特例(附則第3条第4項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
医療職 俸給表(一) 2級	1級		
1	5	81	63
2	6	82	
3	7	83	
4	8	84	
5	9	85	64
6	10	86	
7	11	87	
8	12	88	
9	13	89	65
10	14	90	
11	15	91	
12	16	92	
13	17	93	66
14	18	94	
15	19	95	
16	20	96	
17	21	97	67
18	22		
19	23		
20	24		
21	25		
22	26		
23	27		
24	28		
25	29		
26	30		
27	31		
28	32		
29	33		
30	34		
31	35		
32	36		
33	37		
34	38		
35	39		
36	40		
37	41		
38	42		
39	43		
40	44		
41	45		
42	46		
43	47		
44	48		
45	49		
46			
47	50		
48			
49	51		
50			
51	52		
52			
53	53		
54			
55	54		
56			
57	55		
58			
59	56		
60			
61	57		
62			
63			
64	58		
65			
66			
67	59		
68			
69			
70	60		
71			
72			
73	61		
74			
75			
76			
77	62		
78			
79			
80			

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 2級	1級
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	
51	18
52	
53	19
54	
55	20
56	
57	21
58	
59	22
60	
61	23
62	
63	24
64	
65	25
66	
67	26
68	
69	27
70	
71	28
72	
73	29
74	
75	30
76	
77	31
78	
79	32
80	

81	
82	33
83	
84	
85	34
86	
87	
88	35
89	
90	
91	36
92	
93	
94	37
95	
96	
97	38
98	
99	
100	39
101	
102	
103	40
104	
105	
106	41
107	
108	
109	42
110	
111	
112	43
113	
114	
115	44
116	
117	
118	45
119	
120	
121	46

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 4級	2級
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	1
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	
38	17
39	
40	18
41	
42	19
43	
44	20
45	
46	21
47	
48	22
49	
50	23
51	
52	24
53	
54	25
55	
56	26
57	
58	27
59	
60	28
61	
62	29
63	
64	
65	30
66	
67	
68	31
69	
70	
71	32
72	
73	33

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職俸給 表 5級	3級
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	1
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	2
55	3
56	4
57	5
58	6
59	7
60	8
61	9
62	
63	10
64	
65	11
66	
67	12
68	
69	13
70	
71	14
72	
73	15

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

イ 切替日の前日に医療職俸給表(一)の4級である医長の副院長・部長・医

職務の級 号俸	2級 基本年俸額			
	月例 年俸額	業績年俸額 3欄		
	円	円		
1	5,262,000	2,119,000	65	7,210,800
2	5,304,000	2,135,000	66	7,232,400
3	5,342,400	2,152,000	67	7,251,600
4	5,380,800	2,168,000	68	7,272,000
5	5,422,800	2,184,000	69	7,290,000
6	5,458,800	2,198,000	70	7,305,600
7	5,494,800	2,215,000	71	7,321,200
8	5,533,200	2,229,000	72	7,336,800
9	5,569,200	2,242,000	73	7,353,600
10	5,606,400	2,259,000	74	7,368,000
11	5,643,600	2,273,000	75	7,381,200
12	5,679,600	2,287,000	76	7,395,600
13	5,714,400	2,301,000	77	7,407,600
14	5,749,200	2,315,000	78	7,417,200
15	5,786,400	2,329,000	79	7,426,800
16	5,820,000	2,343,000	80	7,435,200
17	5,853,600	2,358,000	81	7,444,800
18	5,890,800	2,372,000	82	7,453,200
19	5,924,400	2,386,000	83	7,460,400
20	5,959,200	2,400,000	84	7,471,200
21	5,992,800	2,415,000	85	7,479,600
22	6,027,600	2,426,000	86	7,486,800
23	6,060,000	2,441,000	87	7,490,400
24	6,092,400	2,456,000	88	7,497,600
25	6,126,000	2,467,000	89	7,504,800
26	6,157,200	2,482,000	90	7,512,000
27	6,187,200	2,494,000	91	7,518,000
28	6,218,400	2,506,000	92	7,525,200
29	6,250,800	2,518,000	93	7,532,400
30	6,282,000	2,529,000	94	7,539,600
31	6,312,000	2,541,000	95	7,546,800
32	6,343,200	2,557,000	96	7,552,800
33	6,370,800	2,566,000	97	7,560,000
34	6,399,600	2,579,000	98	7,563,600
35	6,428,400	2,591,000	99	7,567,200
36	6,457,200	2,600,000	100	7,570,800
37	6,486,000	2,612,000	101	7,574,400
38	6,518,400	2,624,000	102	7,578,000
39	6,547,200	2,636,000	103	7,581,600
40	6,577,200	2,648,000	104	7,585,200
41	6,604,800	2,661,000	105	7,588,800
42	6,634,800	2,674,000	106	7,594,800
43	6,661,200	2,683,000	107	7,598,400
44	6,688,800	2,696,000	108	7,602,000
45	6,714,000	2,706,000	109	7,605,600
46	6,741,600	2,716,000	110	7,609,200
47	6,766,800	2,726,000	111	7,612,800
48	6,793,200	2,735,000	112	7,616,400
49	6,818,400	2,745,000	113	7,620,000
50	6,844,800	2,759,000	114	7,623,600
51	6,872,400	2,768,000	115	7,627,200
52	6,898,800	2,778,000	116	7,630,800
53	6,920,400	2,789,000	117	7,634,400
54	6,946,800	2,798,000	118	7,638,000
55	6,970,800	2,809,000	119	7,641,600
56	6,998,400	2,819,000	120	7,645,200
57	7,020,000	2,826,000	121	7,648,800

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

58	7,045,200	2,836,000	122	7,652,400
59	7,069,200	2,846,000	123	7,656,000
60	7,094,400	2,856,000	124	7,659,600
61	7,120,800	2,870,000	125	7,663,200
62	7,144,800	2,877,000	126	7,666,800
63	7,165,200	2,885,000	127	7,670,400
64	7,188,000	2,895,000		

ロ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額 2欄
	円	円
1	4,759,200	1,918,000
2	4,796,400	1,932,000
3	4,827,600	1,947,000
4	4,861,200	1,958,000
5	4,886,400	1,968,000
6	4,921,200	1,983,000
7	4,953,600	1,994,000
8	4,986,000	2,009,000
9	5,016,000	2,020,000
10	5,049,600	2,032,000
11	5,082,000	2,047,000
12	5,115,600	2,061,000
13	5,149,200	2,073,000
14	5,181,600	2,088,000
15	5,215,200	2,102,000
16	5,247,600	2,113,000
17	5,280,000	2,125,000
18	5,311,200	2,140,000
19	5,341,200	2,152,000
20	5,372,400	2,164,000
21	5,404,800	2,176,000
22	5,436,000	2,191,000
23	5,467,200	2,203,000
24	5,497,200	2,215,000
25	5,526,000	2,224,000
26	5,553,600	2,237,000
27	5,583,600	2,249,000
28	5,613,600	2,261,000
29	5,646,000	2,273,000
30	5,676,000	2,285,000
31	5,706,000	2,300,000
32	5,736,000	2,312,000
33	5,766,000	2,321,000
34	5,794,800	2,334,000
35	5,823,600	2,346,000
36	5,853,600	2,358,000
37	5,884,800	2,370,000
38	5,914,800	2,382,000
39	5,943,600	2,395,000
40	5,973,600	2,407,000
41	6,003,600	2,416,000
42	6,030,000	2,429,000
43	6,056,400	2,438,000
44	6,082,800	2,448,000
45	6,103,200	2,460,000
46	6,123,600	2,468,000
47	6,142,800	2,473,000
48	6,160,800	2,481,000
49	6,181,200	2,489,000
50	6,198,000	2,498,000
51	6,214,800	2,504,000
52	6,232,800	2,512,000

53	6,248,400	2,515,000
54	6,262,800	2,521,000
55	6,277,200	2,527,000
56	6,291,600	2,534,000
57	6,302,400	2,537,000
58	6,314,400	2,544,000
59	6,326,400	2,548,000
60	6,338,400	2,555,000
61	6,351,600	2,561,000
62	6,362,400	2,565,000
63	6,373,200	2,566,000
64	6,381,600	2,570,000
65	6,391,200	2,574,000
66	6,400,800	2,579,000
67	6,410,400	2,583,000
68	6,420,000	2,587,000
69	6,428,400	2,588,000
70	6,438,000	2,592,000
71	6,447,600	2,596,000
72	6,457,200	2,600,000
73	6,465,600	2,605,000
74	6,471,000	2,607,000
75	6,474,000	2,609,000
76	6,479,400	2,611,000
77	6,482,400	2,612,000
78	6,487,800	2,613,000
79	6,493,200	2,614,000
80	6,496,200	2,617,000
81	6,501,600	2,619,000
82	6,504,600	2,621,000
83	6,510,000	2,622,000
84	6,513,000	2,624,000
85	6,518,400	2,625,000
86	6,521,400	2,627,000
87	6,526,800	2,629,000
88	6,529,800	2,631,000
89	6,535,200	2,633,000
90	6,538,200	2,634,000